

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年12月3日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時11分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人（途中出席）
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	請願第 2号	大阪行き高速バス路線に関する請願書 (提案～委員会付託)
日程第 5	請願第 3号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、 教育諸条件の整備・充実を求める請願書 (提案～委員会付託)
日程第 6	報告第 9号	専決処分の報告について〔専決第15号〕 (和解及び損害賠償の額を定めることについて) (報告～質疑)
日程第 7	報告第 10号	専決処分の報告について〔専決第17号〕 (和解及び損害賠償の額を定めることについて) (報告～質疑)
日程第 8	報告第 11号	専決処分の報告について〔専決第20号〕 (和解及び損害賠償の額を定めることについて) (報告～質疑)
日程第 9	議案第109号	専決処分の承認を求めることについて〔専決第18号〕 (与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の 一部改正について) (提案理由説明～表決)
日程第 10	議案第110号	専決処分の承認を求めることについて〔専決第19号〕 (与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例の一部改正について) (提案理由説明～表決)
日程第 11	議案第111号	専決処分の承認を求めることについて〔専決第16号〕 (旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の住所変更について) (提案理由説明～表決)
日程第 12	議案第112号	専決処分の承認を求めることについて〔専決第21号〕 (平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)) (提案理由説明～表決)
日程第 13	議案第113号	専決処分の承認を求めることについて〔専決第22号〕 (平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算 (第2号)) (提案理由説明～表決)
日程第 14	議案第114号	第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることについて (提案理由説明)

日程第15	議案第115号	宮津与謝環境組合の設立について (提案理由説明)
日程第16	議案第116号	与謝野町宮津市中学校組合規約の変更について (提案理由説明～表決)
日程第17	議案第117号	与謝野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 の制定について (提案理由説明)
日程第18	議案第118号	与謝野町営住宅等整備基準条例の制定について (提案理由説明)
日程第19	議案第119号	与謝野町営住宅条例の一部改正について (提案理由説明)
日程第20	議案第120号	町道路線の廃止について(比丘尼線) (提案理由説明)
日程第21	議案第121号	町道路線の認定について(比丘尼線、堂尻波止場線) (提案理由説明)
日程第22	議案第122号	平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第6号) (提案理由説明)
日程第23	議案第123号	平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号) (提案理由説明)
日程第24	議案第124号	平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号) (提案理由説明)
日程第25	議案第125号	平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号) (提案理由説明)
日程第26	議案第126号	平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号) (提案理由説明)
日程第27	議案第127号	平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (提案理由説明)
日程第28	議案第128号	平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号) (提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日、足立代表監査委員さんより、欠席の届が参っておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第48回平成24年12月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

さて、ことしも師走になりまして、早いものでございますが、本日は、私の家の周りにもうっすらと薄氷が張ってしまっていて、大変寒い朝でございますが、ただいま外は晴天でございます、雲一つない、いいお天気でございます。しかしながら、昨日は高速道路のトンネルが崩壊というような、非常に怖い事件が起きました。やはり思いますのに、戦後60有余年、日本の、この高度経済の中でいろいろとしてきたことが、今、まさに、その答えが出てくるという、非常に、いわゆるある意味で、この60数年間の安全神話が一つ一つ崩れていくような非常に怖いことを身を感じるきょうこのごろであります。

今回の衆議院の解散に伴いまして、本当に新たな政党が生まれ、いよいよ新しい日本の夜明けがやってくるのかなというような足音を感じる気配でございます。この会期中も総選挙がございますが、議員各位におかれましては、総選挙も一生懸命にお願いしますが、議会のほうにも十分傾注していただきまして、よろしくご協力のほどお願いをいたします。

また、今会期は60日間という非常に長い、今までに経験したことのない会期でございますが、これは総合計画に配慮いたしました結果、このような会期となったわけでございますので、この総合計画につきましても、後期の、十分に議員各位が、それぞれの立場で研究され討議され、そして、結果を求めたいと、こんなふうを考えています。まだまだ、お話ししたいことはありますが、長くなりますので、本日の定例会の挨拶に、冒頭に際しましての挨拶とさせていただきます。

ここで、太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆様、おはようございます。

暦の上では大雪を迎え、そろそろ大江山連峰も赤や黄、緑の色鮮やかだったコントラストも終わりが近づき、そして、その頂から順に白いカーテンに覆われる冠雪の季節を迎えました。これからいよいよ、年の瀬に向かって今、議長がおっしゃったように、いろいろと議員の皆さんには気ぜわしい時期となりますが、そうした中、本日、ここに第48回、平成24年12月与謝野町議会定例会の招集をお願いしましたところ、赤松議長様はじめ議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心より熱くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では専決処分報告及び承認案件、合わせて8件、総合計画後期基本計画案件1件、一部事務組合の設立及び規約の変更案件、それぞれ1件、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは第一次一括法の施行に伴う条例制定及び一部改正案件を合わせて3件、町道路線の廃止及び認定、各1件をはじめ一般会計補正予算6号ほか、各会計補正予算7件など、都合23件の重要議案をご審議していただくことになっております。

特に専決処分承認を求めるとしております一般会計補正予算第5号につきましては、皆様ご承知のとおり、あす4日、公示、16日、投開票の日程で行われます衆議院議員総選挙等の選挙費用を計上させていただいたものでございます。また、第一次総合計画の後期基本計画を定めることや、宮津与謝地方の今後における可燃ごみの処理を担う宮津与謝環境衛生の設立についてなど、重要な議案のご審議をお願いいたしております。

いずれにいたしましても、町を取り巻く環境は地域経済の回復の兆しが見えない厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様の生活をお支えするため、引き続き一生懸命頑張ってまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。ご報告いたします。

お手元に配付しております本定例会に提出されております議案は、請願第2号 大阪行き高速バス路線に関する請願書ほか24件であります。

以上、25件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、7番 伊藤幸夫議員、8番 浪江郁雄議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から平成25年1月31日までの60日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から平成25年1月31日までの60日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 文教厚生常任委員会が視察を行いました内容を報告をいたします。

ことしの10月23日から24日、一つは島根県松江市の教育委員会に小中一貫教育について、もう一つは兵庫県北播磨の清掃事務組合に清掃の事務等々、施設等々の視察に行かせていただきました。まず、小中一貫教育、松江市教育委員会の取り組みですけれども、この取り組んだ背景としては、少子化や情報化などによって社会環境の急激な変化の中で、学力の低下や不登校、いじめ問題など、多くの課題が生まれている。これを解決していくためには、小中の9年間を見通した一貫した教育が必要だということと、それから、地域とともに協働した取り組みが必要、こういう課題をもとに小中一貫教育に取り組まれているということでした。

このモデルとしては、三つのモデルで取り組まれていまして、一つ、16校区あるうちの一つの校区、八束校区だけが小中一貫校として、現行の六三制をもとにしながらも、義務教育9年間を前期4年間、小学校の1年から4年、中期3年間、小学5年から中学の1年、後期の2年間、

中学2年から3年、こういう教育区分に分けて小学生と中学生が一つの学校で、こういう区分の中で一貫した教育がされていると、この取り組みがされていました。これは16校中の1校だけでございました。

ほかにもう一つ、小中の施設が隣接している地域が4校区ありまして、これについては小学校と中学校が連携しながら一貫教育を進めている。もう一つは小学校と中学校が離れている地域、こういう地域も11校区ありまして、この中学校1校と、その関係の小学校が連携して小中一貫教育を取り組んでいる。いわゆる連携というのは、子供たちがお互いに行き来したり、それから先生が行き来したりしながら、小学校から中学校に上がるときにスムーズに、そのまま成長過程が継続できる、教育が継続できる、そういう取り組みが進められていました。

この松江市の小中一貫教育というのは、小・中学校の縦のつながりを一貫教育として捉えることと、学校を支える学校・家庭・教育が協働した地域ぐるみの教育を横の一貫教育として捉える、この二つの縦と横の線で小中一貫教育をされているというのが非常に特徴的な内容でありました。先ほど言いましたように、小中一貫教育というと、一つの今ある学校をつぶして、新しく一つの学校、あるいは、どこかの一つの学校に全て小学校、中学校の境なく、八束校区でやられているような、改めて年齢、いろんなモデルで区切って、今までの六三制を崩すという形で全て教育を進めるのが一貫教育というふうなイメージが非常に強かったわけですが、現実には、ここでやられているのは、そういう上から、こういう教育をしなければならないということではなくて、八束校区で取り組まれていたのも、たまたま、そのときに建てかえの時期も重なり、その場を利用して一つの学校に、小中一体で入って進めていく、そういう形で進められているということ、上から、こうでなければならないということよりも、横の連携を重視されていますので、その地域に合った、学校に合った方法を選択しながら小中一貫教育をされているということが非常に印象としては、議員の意見の中でも取り上げられていました。

ここに行くまでに教育委員会に来てもらって学習をしたわけですが、そういう中でも当町では小中一貫教育という形での打ち出しはしてませんが、小学校と中学校の連携は昔に比べれば、いろんな形で進めているというふうなお話がありました。そういう意味では、どういうことがいいという決めた形ではなくて、これを参考にしてもらいながらも、当町での小中の連携をもっと進めるということは、非常に効果があるのかなというふうな形での感想も出されていました。

以上、報告とします。

もう一つは兵庫県の北播磨の清掃組合ですが、ここの組合の特徴は、一つは、この組合で町のごみの一般行政ですね、処分の、そういう計画づくりとか、いろんな事務とかということも含めて組合でされている。この辺は非常に、ほかにはない組合だというふうに印象を持ちました。処理能力が44トンの炉が2基、これを中心にして大型ごみの処理施設やストックヤード、リサイクルプラザ、いろんな施設が集約をされていました。とりわけ焼却施設だけではなくて、減量やリサイクルの取り組みを、この組合で住民とともに取り組んでおられました。例えば、できるだけ、この施設に住民が来ていただいて、この施設が、住民との理解が進めていただくように、安心していただくようにということで、そういう取り組みとして不要品の販売コーナーとか、それからワークショップ、いろんなものづくりですね、手づくりのものを、この組合の部屋でやって、そこに住民が来ていただくというふうなことをやられているというのは、ほかにはないのではな

いかなというふうにも感じました。

また、住民のごみに対する、いろんな学習の場だったりといって、要請があった場合は、この組合から行かれるというふうな形で、この施設が単にごみを焼却するだけではなくて、住民の理解を得ながらリサイクルも取り組んでいく、そういう施設として運営がされています。それで、とりわけ大型ごみについて、持ち込まれたものをきちんと解体をして分別をして処理するという、そこまで、この組合でやられるということで、そのやられているところも見させていただきまして、非常に徹底してやられているなというふうに思いました。

それから、ここは准連続焼却式の流動床方式でしたが、フットワークが軽い、いわゆる立ち上げと、消したときのしまえる時間は非常に短いという特徴がありますが、これは反対に電力が多く要するというふうな説明もありまして、今から、どういう炉をつくるのかということが広域の当町でのごみ処理の形で、今、準備がされていると思いますが、そういう参考にさせていただきまして。

以上で、報告といたします。

議長（赤松孝一） はい、ありがとうございました。

次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきたいと思います。平成24年10月30日の午後ですけれども、宮津市バイオマス竹事業の視察をさせていただきました。庁舎を1時に出発いたしまして、まず、宮津市の議会のほうに行かせていただきまして、議会の事務局のほうのお世話で、職員の担当者の方にお二人、おいでいただきまして、まず、施設の説明を、1時間ばかり説明を受けました。その後、全員で、その波見の里センターというところなんです、農村広場のほうに行きまして、その施設を見学、視察させていただきました。その取り組みについては、今、実証実験として、平成22年から平成24年度までの実証実験をされておりまして、まず、事業費が3億8,392万3,000円で、国の補助金が2億8,438万2,000円、それから、市の補助金が9,960万円ということで事業に取り組まれておりました。まず、場内を視察させていただきました。従業員さんがおられたんですが、その従業員さんは、ふるさと雇用で、緊急雇用ということで、努めておられましたけれども、機械は実際には稼働しておりませんで、なぜ、稼働してないのかなということで、お尋ねしておりましたら、やればやるほど赤字が出るということで、それとエタノールですかね、それが、少し量が固まり過ぎて機械が少し動かないということで、稼働はしておりませんでした。そういったことで非常に、その事業としては、厳しい内容で、企業として成り立つのかなというふうに思いましたけれども、それは非常に難しい。まだまだ、研究する余地があるのではないかなというふうに感じておりましたけれども、その実際に、竹なんかの竹林が荒れておまして、そういったところの整備で、行政として里山事業みたいな形で里を守っていくんだと、里山を守っていくんだという事業に振りかえれば、少し公費がかかっても仕方がないのかなという感じがしておりましたけれども、今、大変、どこの町でも竹林が荒廃しておまして、そういう問題も取り組まなければなりません、竹として事業には、まだまだ、研究が必要ではないかなというふうに感じております。

以上、この点だけを報告しまして、委員会の報告とさせていただきます。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、議会運営委員会の活動報告をお願いします。

有吉委員長。

議会運営委員長（有吉 正） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の視察報告をさせていただきます。

10月16日に長野県小布施町に行ってまいりました。この町に通年議会、それから、委員会中心の議会運営について勉強をしてまいりました。通年議会といいますと、ことしの5月末で全国では2県議会、18市町村議会が取り入れられております。今は本町も3月、6月、9月、12月と年4回の定例会と、また、臨時議会となっておりますが、通年議会は1年を通して会期中ということであります。この町の町長は、専決処分をできるだけしないという方針で、行政側も非常に通年議会には前向きに取り組まれたというふう聞いております。常に行政と議会が緊張感があるということでございます。専決処分の事項の指定ということ以外は専決処分をしないと、こういう方針ということございました。

それから、委員会中心の議会運営ということを学ばせていただきました。これにつきましては、常任委員会は二つでございますが、政策立案常任委員会ということもございまして、それから、議会広報と常任委員会、この四つの常任委員会がございますが、そういった中で委員長中心で議会運営をされております。本町は会派で構成をしております。

それから、参加された委員、また、議長も参加されましたんですが、報告書を見てみますと、通年議会、委員会を中心とした運営については、皆さん、前向きに考えてはどうかということが書いてございます。本町におきましても、活性化委員会もございます。また、検討していただきたいと、このように思います。

それから、小布施町は大変、観光立町でもございまして、年間100万人を超える観光客が来ておられます。葛飾北斎館等が、施設もあるわけでございますが、町全体が観光に取り組まれて、平成12年よりスタートをされておりますオープンガーデン、一般家庭の庭の観光客への開放が大変印象的でした。今度の議会だより議会運営委員会の視察報告の写真が載っておりますが、会議の写真ではなしに、町の運営委員会の委員長の案内をしていただいた写真を載せていただいております。

以上で、報告を終わります。

議長（赤松孝一） はい、ありがとうございます。

次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いします。

井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） それでは、活性化委員会のほうから2件、報告させていただきます。

一つは、皆さんのお手元に配付しております、11月19日に宮津市に研修に行つてまいりました。これにつきましては、ここに書いておりますように議員定数、報酬についての今後の参考になればということで、宮津市のほうに行かせていただきました。ここでまず、一つちょっと皆さんに前もっておわびしておきたいんですけど、おわびと修正しておきたいんですが、宮津市議会の4番目に書いております宮津市議会の分ですけれども、北仲議会運営委員長の「中」の字が

にんべんが抜けておりましたので、おわびして、ちょっと修正していただけたらありがたいなということ。

それから、あと一人、河原係長さんも出席をしていただいておりますけれども、ここでは名前を入れておりませんが、ご理解していただきたいと思っております。

それで、研修の内容ですけれども、定数の減と背景、その理由ということと、それから、報酬の件、それから、委員会の、三つの委員会が二つになったというあたりのことをちょこちょこ書いております。その中で議員報酬の件につきましては、いわゆる宮津市の財政の悪化のことを気にされたり、また、市長なり職員の方の給与カットということが主な理由であったと、ほかのこともいろいろと考慮されたようではございますけれども、それにあわせて議員も、これは時限条例ですけれども、1年ごとに1割カットということでやっております。ただ、宮津市の場合には35万という報酬でありますので、1割カットをされても31万5,000円ということであるということの報告をさせていただきます。

それから、定数につきましても、商工会議所等とのいろいろと話し合いをされる中で14人と、4名減の14人という意見もあったようではございますけれども、2名減の16名ということで決定をされて、先ほど言いました二つの委員会で実施をされておることです。二つの委員会になって、三つの委員会が二つになって大変忙しいかというふうな感じも、我々は持っていたわけではございますけれども、実際には会議する日が一日か二日ふえただけで、別に異常はないと、それから報酬とか、議員定数の件について、市民の皆さんから、これといった意見というのは聞いてないということの報告を受けました。

それから、あと政務調査費のことについても、ちょっと書いておりますけれども、これにつきましては月1万円、12万円の調査費、今度の法令改正で活動費ということになるわけではございますけれども、とっておるということで、その明細につきましては、参考資料として裏につけておりますけれども、議会だよりで市民の皆さんにしっかりと報告をしておると、これについても、さしたる意見はないと、市民の皆さんからの意見はないというふうに聞かせていただきました。あと、いろいろな質問等をさせていただいて、10時からお世話になったわけではございますけれども、12時を少し回るといようなことで研修をさせていただきました。

なお、きょう今、報告させていただきますのは、主に私が感じたことを報告させていただきました。というのは、ちょっと全員の皆さんからの報告というのが、私、30日を期限にということで報告をいただいたわけではございますけれども、一日、二日と休みで、きょうまでに、その分をちょっとチェック、しっかりとできななものですので、お許しが願いたいということです。

以上で、宮津市の報告とさせていただきます。

なお、これは皆さんにお世話になって、初めての議会懇談会を実施することができました。10月22日から11月30日までの間に11会場ということでやらせていただき、200人余りの方の参加をいただいて、大変多くの意見をいただけたなど、参考になることもいっぱい言わせていただきましたということで感謝を申し上げたいし、大変有意義な懇談会であったと、特に皆さんの中からももう少し早くしてくれたらよかったのにとか、それから、このことは続けてほしいという多くの意見をいただきましたので、大変感謝をしております。これを今後、どう生かすかということが、我々に与えられた大きな使命であるということも報告させていただきます。

きまして、議会活性化委員会からの報告といたします。

議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題特別委員会の報告をさせていただきます。

庁舎問題特別委員会は、10月18日、もう2カ月近く前になりますけれども、第14回の委員会を持たせていただきました。委員会として独自の調査研究をしてみたいなつもりでありますが、もう既に10月7日の時点で答申が出されましたけれども、この時点で町長の諮問機関といえる庁舎統合検討委員会、これが委員意見、シート集約がなされまして、5案ほど提示をされました。この中にはですね、私どもの委員会が議論してきた部分とかなり重複した部分もありますので、各委員からですね、意見を求めたところであります。主に四つほどに対して意見を求めさせていただきました。一つは総合庁舎化が望ましいということに對しましてということが一つ、次に、そこへ持っていく時間軸ですね、これをいろんな観点から、どう考えていったらいいのかというのが2点目。3点目は改修コストをできるだけ抑えるということについてということが3点目。4点目が、総合庁舎方式で行った場合の防災体制を含めた支所機能の幅をどう持たせるのかと、こういったことが中心にですね、各委員の意見を聞かせていただきました。

1月にもですね、委員会を開催をさせていただく予定にしております、できれば、先ほど申しました、この四つの意見の結論の集約化を図ってまいりたいなというぐあいに考えておるのと。もう一つは、請願につきましても、かなり時間がたっておりますので採択か不採択かの結論をですね、1月に出してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（赤松孝一） はい、ありがとうございます。

次に、収賄事件再発防止調査特別委員会の活動報告をお願いします。

有吉委員長。

収賄事件再発防止調査特別委員長（有吉 正） それでは、収賄事件再発防止調査特別委員会の報告をいたします。

10月12日、9月定例会で発足しました特別委員会でございます。以来6回の委員会を重ねてきております。それから、11月6日、京丹波町に視察に行っております。京丹波町では平成19年5月に簡易水道事業をめぐる贈収賄事件が起きまして、副町長、解職、支所長、懲戒免職、職員2名、停職が4カ月から6カ月、このような事件が起こっております。

この特別委員会では、百条委員会ではなく、普通の特別委員会で調査をされており、平成19年12月には、約半年後には報告書を提出されております。経過などを勉強させていただきました。それから、11月22日に当町の贈収賄事件であります、第1回公判が京都地方裁判所でありまして、赤松議長、委員6名全員で傍聴に行っております。第2回公判は12月20日の予定でございます。

以上、報告をさせていただきます。

議長（赤松孝一） はい、ありがとうございます。

続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告をお願いします。

糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） それでは、私から平成24年度第2回与謝野町宮津市中学校組合議会の定例会につきまして、簡単に報告を申し上げます。

11月9日に本庁議場におきまして開催をされました。議案は4件ございました。平成23年度の、まず、一般会計補正予算の専決処分の承認でございます。これは耐震補強工事請負費やら、あるいは給食センターの施設整備負担金、あるいはパソコンのリース料などの減額補正で1,529万2,000円の減額をする補正でございました。

それから、二つ目の議案につきましては、教育委員会委員の任命でございます。宮津市の横山光彦氏の任期満了に伴って、後任として藤本長壽さんが後任として任命をされました。

それから、3点目は、平成23年度の決算の認定でございます。歳入総額は1億7,198万3,792円、歳出総額が1億7,075万9,135円で、実質収支は122万4,657円でございます。決算の特徴的な、主な内容につきましては、校舎耐震補強工事、あるいは給食実施関連施設整備費用が大きな特徴的なものでございます。質疑といたしまして、数名ございまして、いじめ、あるいは不登校問題、通学バスの問題、給食問題、節電対策など、それぞれの質疑が交わされたところでございます。

4点目は、平成24年度の一般会計補正予算で195万3,000円の追加補正でございました。4件、案件全て議案、全員賛成で可決したところでございます。

以上、組合議会の報告とさせていただきます。

- 議長（赤松孝一） ありがとうございます。

次に、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をお願いします。

勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） それでは、宮津与謝消防組合議会の報告をいたします。

10月22日に平成24年第3回定例会が開かれました。平成24年度補正予算(第1号)及び専決案件の承認、平成23年度宮津与謝消防組合歳入歳出決算の認定について審議をいたしました。補正予算につきましては、総額に7,646万9,000円を追加するもので、その主な内訳は拠点防災施設建設に5,780万円を補正するものであります。23年度決算では歳入総額8億4,067万円、歳出総額8億1,753万円で、差し引き残額は2,314万円となっています。実質収支額は2,309万3,000円の黒字となっていますが、実質単年度収支では13万4,000円の赤字となっています。この組合の歳入は分担金が94.8%を占めております。そのうち人件費が82.5%となっています。分担金総額は7億9,672万1,000円ですが、このうち与謝野町の分担金は3億9,365万4,000円、49.4%となっております。23年度では救急搬送が2,235件と、過去最高になっておりまして、このうち与謝野町が952件となっております。23年度では高規格救急自動車、消防指令車の更新があり、救急車両を含んで現状の消防車両は25台、消防吏員は86名であります。私も一般質問をいたしましたが、その後、全員賛成で可決認定をいたしました。

以上でございます。

- 議長（赤松孝一） 最後に議長報告をいたします。

先月、11月13日、14日、15日、16日と、全国の町村議長会の会合が東京のNHKホールでございまして、出席してまいりました。この町村議長会と同時期に京都府の町村議長会の研修視察もございまして、これは埼玉県嵐山町という町へ行ってまいりました。

先ほど有吉委員長のほうから報告がありました小布施町とよく似たようなことが研修の目的でございました。やはり通年議会、この嵐山町も実施されています。やはり通年議会は私たちの町でも、これは十分検討して、でき得るならば、私的な意見ではありますが、取り入れていくべきであろうというふうに感じました。

それから、もう1点は一般質問の質問者が質問する前に、その寸前にですね、いわゆる理事者側から答弁予定書がいただけるということでございます。これも非常に参考に値するなというふうな感じをいたしました。

そのほか委員会の自由討議とか、本当に活発な議会運営がなされていると、つぶさに感じました。そういった中で感じましたのは小布施町でも、そうでありましたが、嵐山町でもそうですが、やはり議会と行政とのほどよい緊張感、そして、行政と議会との十分なる信頼関係の構築、この二つなくして、議会運営、そしてまた、町民の負託に応えることはできないなというふうなことを強く感じた次第でございます。

それから、先ほど井田委員長のほうからも活性化委員会のほうからの報告でありましたが、10月、11月と本当に議員の皆さんにおかれましては町内各11カ所に出向きましての懇談会でございます。初めての試みで、非常に心配していた向きもありますが、先ほど報告がありましたように、200名ほどの町民の皆さんが積極的に参加されまして、積極的な意見を賜ったわけでございます。中でも私、特に強く感じました意見は、いわゆる、このKYTのテレビ放送を、私は見ませんという意見でありました。なぜ見ないかといいますと、議員が、わざわざ議場で質問しなくてもいい程度の、課長に聞けばいい程度の質問をくどくどくどくどとしていて。また、それに答える理事者側も検討します、調査しますで、何ら答えは出てこない。あのようなくだらないものは見たくないというようなご意見がありました。非常に私もショックでありまして、やはり町民の皆さんから信頼される議会になるためには、やはりここでの一問一答にお互いが全力を尽くさなければならないということを痛切に感じた次第であります。今、このような形で、今現在も瞬時に各家庭に、お茶の間に届いています。どうか、この議場だけではなしに、場外の町民の皆さんを十分意識していただきましての迫力ある、また、緊張ある、また信頼感が生まれる質疑応答を強く要望する次第でございます。

以上でございます。

議長（赤松孝一） 次に、日程第4 請願第2号 大阪行き高速バス路線に関する請願書を議題とします。

早速、紹介議員の説明を求めます。

山添議員。

10番（山添藤真） それでは、請願第2号 大阪行き高速バス路線に関する請願書について、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

代表請願人は与謝野町算所160番地、細井正樹さんであります。ほか81名の方の署名をされての提出となっております。

去る平成24年9月15日、大阪行き高速路線バスが宮津天橋立インターから運行するルートに変更になったことにより、高速乗り合いバス大阪線の加悦バス停留所が廃止されました。これに伴い大阪へ行く際の不便、帰省する際の不便、全国から来町される観光客誘致に対する不便、また、町が掲げるちりめん街道活性化計画との整合性などなど、旧加悦町地域の住民を中心に大きな不満が広がっております。私たちは多くの住民の皆さんが利用されていた大阪行き高速路線バスが廃路線になったことは、高齢化、過疎化などが進む本町にとって大きな損失になり、さらに不便な場所になってしまうのではないかと考えています。

こうした事態を防ぐために丹後海陸交通株式会社の大阪線高速バス路線に関する下記の事項について、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

請願事項としては、まず、第1点目に大阪線高速路線バス（加悦・福知山経由）のバス路線の再開、2点目に、この上記の要望が達成しない場合、代案・補完案の立案及び、その運営となっております。

現在、当町では、ひまわりを運営していること、そして、今月中に200円レールバスの路線に関する協議が行われるというふう聞いております。こうした公共交通に関する協議は、かなりの頻度で開催されているというふう聞いておりますので、そういった際に議員の皆様のご意見として、この請願書を反映させていきたいというような要望になっております。

以上です。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

本請願は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 請願第3号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、議長から案内がありました、子どもにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書についての趣旨説明を行いたいと思います。

請願人は書かれているように、井上正則さんということで、弓木の方です。取り扱い団体として与謝地方教職員組合が取り扱いを行っております。まず、初めに文書を一応、読んでおきたいというふうに思っています。

私たちは、未来を担う子供たちの健やかな成長と発展を心から願っています。しかし、貧困と格差が広がる中で、今、子供たちが健やかな成長と発展をしていくための基盤が揺らいでいます。

文部科学省が2012年2月に発表した2011年度の家庭が支出する学校教育費と給食費の額が公立小学校で9万7,156円、公立中学校で16万6,949円、公立高校で23万7,669円となっていますが、私たちが感じている額とは大きくかけ離れています。このような中、一昨年度から始まった高校授業料無料化は、全ての高校生が希望を持って学び続けるための大事な支えとなっています。親の経済状況や家庭環境にかかわらず、全ての子供が幸せで、健全な発育、豊かな成長の場、充実した教育の機会が大人たちから与えられることは、子供の権利でもあります。私たちは、子供たちが次代を担う者として大切にされ、社会の責任で子供を育て、どの子にも豊かな教育が保障される、このことを願っています。そのために趣旨をご理解いただき、以下の請願事項を実現していただくようお願いいたします。

項目については、基本的に昨年、出された内容をベースに若干、手直しがされているようです。一番目は義務教育費無償の原則を実現するため、給食を無償にしてください。また、充実した学校教育を進めていくために学校予算を増額してください。

二つ目、経済的な不安なく学校に通えるよう就学援助制度の対象を広げてください。

三つ目、児童・生徒の学校環境衛生基準に基づく学習環境の改善をしてください。特に教室や配膳室の空調設備ですね、空調設備の設置を急いでください。

四つ目、児童・生徒の通学安全確保のための処置をとってください。

五つ目、自然災害時における児童・生徒の安全確保のため、学校の危機管理体制を充実するとともに、避難所としての機能を整備してください。

六つ目、放射線の影響を受けやすい子供たちの安全と健康を守るため原子力防災に関する対策を講じてください。

七つ目、老朽化や破損した学校のプール施設を早急に改修してください。以上であります。

これに、この書面については、現時点、このほか521名の賛同署名が寄せられていることを、まず、報告しておきたいと思います。

特に、基本的には、以上なんでございますけれども、若干、この間、請願者の方々と話を聞いている中でですね、幾つか私自身が感じた点を、矮小化したような形になるかもわかりませんが、私流の解釈ですから、そこは十分寛容に聞いていただけたらと思っています。

まず、この要望事項7点の中にありますが、一つはエアコンですね、空調施設の問題です。本町も段階的にですが、空調はしないというのではなくて、やるんですが、特に担当者や、その関係者が言っているのは、給食の配膳室にエアコンがないというところが、まだまだたくさんあると、この真夏の中で食中毒でも起こしたら、とんでもないことになるんじゃないのかという不安もお持ちの方もあるようです。ここも学校によっては、やられているところもあるようです。計画的に進められているようですが、この点が不安があるということでございました。

それから、二つ目は、プールの問題です。このプールについてはですね、皆さんも文教厚生常任委員になられた方は、何度かプールを見ておられると思いますし、私は旧町からずっと学校を見てまして、プールの本当にひびが割れる、修復しているんですけども、繰り返し、そういうことがずっとなって、老朽化が、もう頂点に来ているんじゃないかというほど、がたがたになっていると、改修ぐらいでいいんだろうかという不安を、私は覚えています。

そういう意味で、プールの壁面なんかも含めてですね、プール内の壁面なんかを含めて、改修

をね、抜本的改修が要るんじゃないかというふうに感じています。これも皆さんが心配しているところですよ。子供もプールの中でけがをするというような事態もあるので、そういう点では十分配慮願いたいということです。

それから、三つ目の問題は、今回、初めて去年と変わった点という言い方をちょっとしましたが、給食を無償にしてくださいということが項目として上がりました。これは全国にもかなり無償化とか半額補助とかいうのは、かなりあるんですね。理事者の皆さんも、よくわかっているんだと思うんですが、日本の中では、かなりあります。先日も無料の実施している、教育長が、現職ですよ、教育長が来られて講演をしておられました。僕は感動しました。その考え方に。非常に子供を大切にせなあかんということでね、少子化の中で、これほど大事なことはないんだということをね、ほぼ断言される、そういう方でした。

そういうことで、この問題が出ています。私はこの関係者の話を聞いて、今、言うておる請願人たちが言ってる、この無償化を言えたことはですね、今の経済状況がですね、親の経済的な暮らしが非常に厳しいものになっているということ言われていました。その中で、こういう支援、子ども手当もありましたけども、しかし、こういう支援こそ、教育現場ではやっていただきたいということを訴えておられました。あとは、私は言いたいこと、個人的な見解は避けまして、以上で、説明を終わりたいと思います。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、井田議員。

- 13番（井田義之） それでは、紹介議員に一つだけお尋ねいたします。こういう請願が毎年、出るわけですけども、私も毎年、申し上げておるんですけども、本会議では、あまり言っておられませんけれども、学校の管理については、あくまでも校長先生を中心に、やっぱり学校の管理者である校長先生が先頭を切ってやっていただく、特に今回、出ております内容についても給食費のことやとか、それから、あと就学援助のことについては別にしまして、あとは施設に対する内容が主たる内容であります。このことについて、一つお尋ねしたいのは、校長先生なり、学校管理者のほうからも全く一緒の要望が教育委員会なり、町長部局のほうに、予算の伴う分については町長部局のほうでありますので、町長部局のほうに正式に提出をされておる、それをサブ援助として、この組合のほうから出されておるのかどうか、その点だけお尋ねしておきます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7番（伊藤幸男） 井田議員の質問についてですね、一般的、従来からいうと一般的な、そういう意見もあるかと思いますが。私はそうでなくて、全然、そういう立ち位置でないんです。私は極端な言い方をするとね、請願そのものが住民参加の入り口になっていると、非常に大事な窓口なんだと、請願、要望、陳情ですね、この声がどんどん上がるようにならないといい町はできないというぐらいに思っています。ですから、そういう角度で私はね、井田議員が活性化委員長をされているわけですから、既に論議の中で蓄積してきたのは請願を町の議会なんかでも政策化していくんだと、そういう検討が要るんじゃないかということがあったわけで、今、井田さんが言うような質問のスタンスは、ちょっと心外だと、僕は思っています。

ともかく事項、質問の中身はね、それについては私流で今の実情だけ言うておきますと。

議 長（赤松孝一） 事実だけをお願いいたします。

7 番（伊藤幸男） あなたに、そんなことを言われたくない。

項目等々についてですね、一つはですよ、まず、ごめんなさい。学校現場の管理は校長だと、もちろん管理責任はあります。しかし、そのことを口出してはいけないみたいなことを言われたら困ると、みんなはみんなの立場でよくしたい、よくしてほしいと思っているわけですから、そこを立場が違うんですから、そら当然、ずれも起きるでしょう。しかし、この項目は口頭か文書かはわかりませんが、現場にも行っているようです。

それから、現場の学校のほうにも行っているようですし、教育長にも口頭か文書かわかりませんが、届いているようです。それは合意ができたかどうかは、また、別問題だと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 基本的に、私は学校現場に対しても、もっともっと町民の声なり、いろいろな声が届くように、それに対して学校も、その声を聞きながらやってほしいというのが、私の基本的な考え方、だから、伊藤議員が言われるように、学校に対してどンドンと意見を言うというのは、私はやっていきたいなと思いますけれども、逆に今の現状の中では教育の問題については、学校に任せなさいというのが、学校の先生に任せてくださいというのが基本的にあるわけですね。だから、橋下市長が教育委員会云々と言うたときにも、大きな波紋を呼ぶような、いろんな議論が出てくるという中で、やはり今の現状からすると学校現場の施設の管理については、校長の権限であるというのが、私は現状の認識として、それが正しいとか、正しくないとかいうのは別にして、だから、そのことを、学校現場の最高責任者である校長のほうから教育委員会なり、町長部局のほうにしっかりと要望がされておるんでしょうかということをお聞きしたということですので、そのことだけは理解しておいていただきたいと思います。

もし、答弁があればお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほど、答弁内容については、最後で申し上げたとおり、項目については口頭や文書で、それは確かめてませんが、伝わっているだろうという認識のようです。

それから、今、二度目の質問の質問の中でもちょっと私と違うんですね、認識が。さっき言ったから繰り返しをするようにせんでいいんでしょうが、学校現場を管理するのは、その学校の校長だと、この認識は、管理責任があるのは、私も一致しています。ただ、現場で働く人々も、そのことに従って現場で言わねばならないと、そこ以外に言うてはいけないとみたいな思想にはないんです、僕。ですから、基本的に、その方も与謝野町の住民の1人だという考え方をして、その方たちが町をよくする、教育をよくしていくという取り組みをするのは、これはもう当然なんです。もう大原則だと言ってもいいと思います。特に教育問題は百年の計というようにね、教育問題というのは、特別なものがあります。私、先ほど述べませんでしたけども、今、機会ですから、ちょっとだけさわりを言うておきます、長くなるとあれですが。今、学校の中でいじめとか学力低下とかね、家庭の経済的ないろんなこととかね、携帯サイトか、いろんなありました。しかし、最近、この問題は、簡単に言います、今、出てきてますね、給食費の滞納問題とか、これはずっと今、研究者たちが今、解明を始めて、今どう言っているかというね、給食費の未納と

か、それから就学援助率の増大とかが問題になるようになり、格差社会の論議が深まるとともに、子供が属する家庭の経済問題がクローズアップされるようになってきたと、さらに最近のさまざまな研究から、いじめや学力も、子供が属する家庭の経済力と密接な関係のあることが解明されてきたと、こう言っているんです。だから、ここはね、かなり多くの学者連中が共有しています。

ですから、私が言いたいのは、そういう今の教育現場で、行政にとって教育が、どれほど重要かという、この角度は、しっかり押さえた上で、今、言う諸要求が、私は最優先かどうかはわかりません。請願者には失礼だけど、今、一番大事なのが、この7項目なのかどうかはわかりません。しかし、これも非常に要求の一つ一つなんだという認識はね、きちんと議会としては持ってほしいなというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 繰り返しみたいな部分もあるかもわかりませんが、この請願を毎年、いただくときに、私、必ず言うておりますのは、学校の責任者が校長であり、また、働く先生方が、その学校の実際的な職務をやっておられると、そうであるならば、やっぱりこの請願を出されるときに、一緒になって学校現場として、こういうことがお願いしたいという請願であれば、私は素直に受け入れられます。校長は校長でやられる、先生方は先生方でやられる。例えば、学校現場の子供たちは、どのように、それを受けとめるかということです。やっぱり子供たちを中心というのは、私はあくまでも学校の主役であるということです。子供たちが二頭の、いわゆるトップが二つに分かれて行動を起こすということについては、やっぱり子供たちが幸せにはなれないのではないかと。やはり基本方針は、あくまで校長のもとに全てまもっていただく、校長を、先生方は助けながら、校長に進言をしながら一本になって学校運営を進めていただきたいというのが、私の基本的な考え方です。

だから、こういう質問をさせていただいたということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） もう1点、気になる点が、また、出ましたので、答弁したいと思っておるんですが、ちょっと私、ここの点でも管理者の学校長と一緒にものを要求すればいいと、それは早くできるかできないかとかというような側面から見るとそうなんですけど、今、さっき、私、2回目の質問、答弁したように、立場立場によってね、いろんな要求のずれはありますよ。あって、僕は当然だと思います。個々人の人格が全部違うわけですから、認識も違います、場によっては、ですから、そのことを全体で、どう考えていくかというのは、むしろ我々が行政のトップや、我々が、そのことを考えていかないかんわけであって、ですから、それは一緒のものでなければならぬと、井田議員の話ですと、一緒でなければならぬと、一本でなければならぬなんていうニュアンスが非常に強いので、私はそう思いません。ただ、いろんな問題があるのはね、この地方の議会や行政でいえば、一番最大の課題はね、予算がないということです。そうですね。予算がないから、こういう問題が起きるんです。だから、それはいろんな要求があること自身がね、先ほど言いましたように運動ですから、住民参画させる、非常に大きな運動だと思いますよ。けども、予算がないという制約の中で、どうそこを我々としては判断をしていくのか、我々というか、トップですね、町長さんや教育長さんらが、どういう判断をしていくかと、

こういう立場になるというように思うんですけど。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 議論しておっても平行線が多いと思いますので、これで終わります

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） これにて質疑を終結します。

紹介議員、自席へお帰りください。

お諮りします。本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。

午前11時まで休憩いたします。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前11時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

次に、日程第6 報告第9号 専決処分 of 報告について〔専決第15号〕（和解及び損害賠償の額）を定めることについてを議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成24年8月8日、午後0時20分ごろ、与謝野町議会広報特別委員会の視察研修で訪れていた石川県金沢市十間町8番1号の駐車場内におきまして、加悦地域振興課の臨時職員が運転します公用車と相手方が駐車していた無人の車両が接触するという事故が発生いたしました。幸いにもけがはなかったものの、公用車の一部と相手方車両の一部が破損してしまったものでございます。この事故について、当町が加入する保険会社と相手方で協議しました結果、過失割合を当方が100%、相手方0%とした上で、相手方車両の損害額6万3,544円全額を公用車の対物保険から賠償し、一方の公用車については、公用車側の損害額12万5,626円全額を公用車の車両共済から賠償するとして、示談が成立したものでございます。この事故について示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして、専決処分としました。

なお、今後は一層安全運転に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明しご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第9号を終わります。

次に、日程第7 報告第10号 専決処分の報告について〔専決第17号〕（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第10号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成24年10月5日、午後3時30分ごろ、与謝野町字岩滝443番地付近の町道山手線上で岩滝小学校敷地内の草刈り作業に当たっていた小学校用務員が草刈機で小石を飛ばしてしまい、走行中の相手方車両右側後部ガラスを破損させてしまうという事故が発生しました。幸いにもけがはなかったものの、相手方車両の一部が破損してしまったものでございます。この事故について当町が加入する保険会社と協議しました結果、過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で、相手方損害額2万4,255円、全額を当町が加入する総合賠償補償保険から賠償するとして、示談が成立したものでございます。この事故について示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分としました。

なお、今後は一層丁寧な作業に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第10号を終わります。

次に、日程第8 報告第11号 専決処分の報告について〔専決第20号〕（和解及び損害賠償の額）を定めることについてを議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成24年9月21日、午後3時10分ごろ、与謝野町字岩屋の個人住宅敷地内でし尿くみ取り作業に当たっていた住民環境課職員、衛生プラント勤務作業員が便槽ふたの上に重し用石臼を乗せようとした際に手を滑られて便槽内に石臼を落としてしまい、プラスチック製の便槽の底を割ってしまうという事故が発生しました。この事故について当町が加入する保険会社と協議をしました結果、過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で、相手方損害額14万5,950円、全額を当町が加入する総合賠償補償保険から賠償するとして、示談が成立したものでございます。この事故について示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分としました。

なお、今後は一層丁寧な作業に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。
以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第11号を終わります。

次に、日程第9 議案第109号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第18号〕
（与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第109号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、先般の与謝野町教育委員会事務局職員が加重収賄罪で起訴されたことを重く受けとめ、その道義的責任を明確にさせていただくため、町長の給料を1カ月間、10%減額し、また、副町長の給料も1カ月間5%減額する措置を実施するために必要な規定を条例の附則に加えることとして、平成24年10月26日付で専決処分させていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第109号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第18号〕（与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第10 議案第110号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第19号〕
（与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第110号 与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、先般の与謝野町教育委員会事務局職員が加重収賄罪で起訴されたことを重く受けとめ、教育委員会事務局の最高責任者として管理監督責任を明確にさせていただくため、教育長の給料を3カ月間10%減額する措置を実施するために必要な規定の条例の附則に加えることとして、平成24年10月26日付で専決処分させていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、議案第110号について、質問をさせていただきます。

少し声が聞き取りにくいですが、よろしくお願いいたします。

今、提案説明にありましたように、一連の事件の監督責任を問いまして、こういった処分がされたわけですが、この件につきましては、前にも言わせていただきましたけれども、町民の方からも非常に多くの意見をいただいております、関心もありますので、まず、初めに、この処分の決め方といいますか、どこがどういったあれで、どのように決めたのか、このあたりをまず伺いたいというふうに思います。

どこに聞いたらいいんですか、わかる方に答えていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町長から本来はお答えすべきだと思いますけれども、協議に加わっておりましたので、私のほうから説明をさせていただきます。結論から申し上げますと、いろんな類似の事例を参考にして決めたということでありまして。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） そうしましたら、これは副町長のほうから決められたと、町長部局のほうで決められたということでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町長と協議をいたしまして、最終的には町長の判断ということでありまして。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この件につきましては、先ほども言いましたように非常に多くの意見を聞いておまして、前の一般質問で小林議員でしたか、言われましたように、また、教育委員会かと、何をしておるんだというような意見も聞いております。実際、この本会議の場でも教育長、何度となくおわびを言われております。例えば、これは教員ですけれども、ごみの不法投棄もございましたし、また、性的暴行といたしますか、連続強姦事件もございましたし、また、そのほかには青少年育成健全条例に抵触するという形でおわびもされておりました。こういったことを受けまして、これは議会も、どうしておるんだ、何をしておるんだと、議会にも責任があるんじゃないかというふうに非常に厳しい意見を言われております。こういった町民の方々の声というのは、当然、

お聞きしておると思いますけれども、これに対しての見解を、まず伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回の、こうした事件も含めまして、今おっしゃったように、新しい町になってからも、いろいろと不祥事が続いております。そうした意味で綱紀肅正、また、公務員としてあるべき、そうした心構え、それ以前にやはり人間として、どうなるかということ、やはり根気強く教育をしていく必要があるというふうに思っております。一つ一つ、原因が、それぞれあったかというふうに思いますけれども、二度とこうしたことがないように町の中でも、これらのことに対する、やはりもう少しきちんとした検証をした上で今、申しあげましたような形での教育を進めていくことが必要だというふうに感じております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、最後に類似の事例を見ながら判断されたというふうに言われましたけれども、今回、先ほど言いましたように、たび重なるといいますか、数が多い、何回も、こういうことがあるという中で、これも考慮に入れられたのかどうか。それと、もう1点はですね、ある程度、事実確認が、確認できたという形で、こういった処分が下されたというふうに思っているわけですが、現在、今まだ、裁判中のごさいます、今後、裁判の中で、新たな事実といえますか、新たな事柄が出てきた場合に、また、こういった追加の処分といえますか、といえますのは、もうこれで終わりなのか、もうこれで、この件に対しての責任は、もうとったというふうになるのか、町民の方の中にはですね、やはり再発防止には、こういった、もっと厳罰化するべきだという声もごさいます。この辺も含めて、今後のことをお聞きしたいと思います。

実際、この問題が起きまして、工事が一時ストップするという非常に大きな事案も発生しておりますので、こんなんでもええのかというような意見も聞いてますので、このあたりを伺いたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします前に、今、浪江議員のほうからもご指摘がありましたように、今回の不祥事によりまして、予定をしておりました工期が大幅におくれるということにつきましては、町民の皆さん、中でも中学校に入って、そこで勉強をしていただく予定の子供さん方に大変ご迷惑をおかけしていますことを、改めましておわびを申し上げたいと思います。

今、幾つかのご質問がありました。新たな事実が発生した場合の処分のお話ですが、せんだって11月22日に第1回の公判があったようでございます。その中で、検察官の事実確認について、元職員は、そのことを全面的に認めておりますので、新たな事実、これ以上、出てこないものと思っておりますけれども、新たな事実が、もし、出てきました場合には、また、いろいろと検討の対象になるかと思えます。

それから、処分の内容につきましては、一般職の職員につきましては、議員もご存じのように与謝野町独自で懲戒処分の詳細な基準を設けておりますので、職員につきましては、その基準に照らし合わせて処分を科することになると思えますし、私含めまして、特別職の者につきましては、先ほど申しあげましたように、いろんな類似の事案が全国でありますので、そういったものを参考にして、それから、個々の事情も参考にして、その都度、判断をいたしておるというのが実態でございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 以上で終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ただいま浪江議員が非常に突っ込んだご質問をなされまして、私も町民の方々からたび重なる、こういった職員の不祥事の、いわゆる根本原因を何とかせないかんじゃないかなというようなお声も耳にいたしております。このたびのトップの方々の1割カットというようなことですが、今、副町長のお答えを聞いてますと、これで一応、打ちどめというように印象を受けたわけですが、このようなことで幕引きというような形で済まされることで、果たして町民の皆様方の理解がとれるのかどうかという懸念を今、持たせてもらって、ちょっとこの場に立たせてもらったわけですが、1割カットぐらいのことでは、少し軽いんじゃないかと、私はこのように思っておりますが、その辺のことにつきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） これが正しいといえますか、これで十分だとか、あるいは、これが適当なのだから、そういう判断というのは非常に難しいかと思えますけれども、どこまでいっても皆さんにご迷惑をおかけしたということは事実でございますので、直接的な管理責任を負うところの教育委員会に対しましては、先ほどお認めいただいたような形でいたしましたし、私どもについては、道義的な責任をとということで、今回の、こういう措置をとらせていただきました。

いずれにいたしましても、こうしたことがたび重なることにつきましては、やはり、それなりの理由があるのではなかろうかというふうに、原因があるんだろうというふうに思いますし、そうしたものを、二度と起こらないような形で原因をきちんと把握した上で今後の職員の指導にも当たってまいりたいというふうに思っております。

どちらにいたしましても、多くの町民の皆様にご迷惑やご心配やら、また、一番私が悔しいと思っておりますのは、子供たちの夢を踏みにじるような形になったことについて、非常に私自身も怒りを感じております。そうした意味で、今回の処分につきましては、ご提案をさせていただいているような形でしかとれませんけれども、そのほかのこと、今後については、そうしたことについてもきちんと、よりいい形で職員が頑張ってくれることも期待しながら、今回の措置をとらせていただきました。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 責任のとり方ということも、いろいろとあるでしょうけれども、これは私たちが、とやかく言うことはできませんし、やはりそういった最高の責任者である町長が判断されることだと思いますけれども、いわゆる加悦中学校の大勢の方々の期待の上で取り組んでこられたことが、こういった一個人の職員のことによって、非常にストップしておると、非常に大きな影響を、社会的な影響を与えておると、そういったことの監督責任と申しますか、管理責任と申しますか、こういったことは、やはり非常に多大なものがあるかと思っております。そういった形のこと、町長が、そういうような判断をされたということでありますならば、それはそれで町長の判断としてということをお聞きしますけれども、私は町民の方々のお考えからすれば、なかなか理解

がすることができないことかなと、このように私は思っております、それを申し上げまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） お二方が質問をされたわけですが、一つはですね、今の答弁の中で、副町長の答弁の中だったと思うんですが、町の基準で、いろいろと事例も踏まえた上で処分を決めた、こういう答弁で間違いはないんですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申しあげましたように、一般職の職員につきましては、懲戒処分の基準を持っておりますので、町独自で、それに基づいて処分をかけることになりまして、私ども特別職につきましては、その適用がありませんので、類似の事例を参考にして処分を決めたということになります。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。それはちょっと後先になるんであれだけでも、特別職の基準がないということは、それなりの重みのある基準が、対応された、こういう理解をしてよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどから副町長のほうも申し上げてますように、特別職については、特別そうした基準はございません。全国的に起こっている、そうしたことの事例や、そうしたものを参考にしながら、そうした今回の措置を決めさせていただきました。

いろいろと、その事例の中にも、いろんな考え方があるようでございますけれども、一定の常識的な考え方の中で、幾ら給料をカットしてもおわびの気持ちをあらわすということは、なかなか難しいですけれども、そうした金額的なものではなく、やはり、こういったことが二度と起こらないような体制を、これから後のきちとしたことをやることを、やはり大事にする必要があるかなというふうに思いますのと、たった1人の職員のこと言ったらあれなんですけれども、そうしたことによって、ほかの職員のモチベーションが下がったり、あるいは町のイメージが悪くなったり、そうした付随するいろんなことも出てくるかと思っておりますけれども、しかし、一定のけじめとしてきちんとする必要があるということで、それが適切な処置だったのかどうかは、これは皆さん方に判断を委ねるということになろうかというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、町長がおっしゃった中で、責任のとり方というのが一つは今後のね、どう対処していくのか、どういう、こういうことの根絶のためにね、やっていくかと、これが最大ですよ、それは僕も一緒だと思うんです。ただ、住民感情が一つはあって、関連になりますけれども、先ほど浪江議員からも出ていましたが、学校現場での不祥事もあったわけですね。このときは何もなかったと、処分がなかったわけですね。聞くところ、処分は府の所管になるというか、管轄の職員の場合の処分ですね、これは、もちろんむやみやたらという言い方はおかしいですが、現場を日常的につかんでいるのはここですよ、教育委員会ですよ、教育長でしょう、日常的には、そういう問題のときに、どういう責任のとり方があるのかというのがね、私ずっとわからなかつ

たんです。今でもわかりませんが、この点は、なぜ、あのときに責任とか、それなりの処置はとれなかったのか、お話をうわさによると、現場の校長が責任をとったというのが、しかし、それはどういうとり方だったのかということも私自身、疑問です。これらについては、副町長、どうなるんですかね。どう考えたらいいですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） この間の学校現場の教員の不祥事の関係だと思いますが、私へのご質問ですが、京都府の教育委員会の考え方などもあるようでございますので、教育長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。非常にご迷惑をかけましたことを改めて、この場をおかりしまして陳謝申し上げます。教員の、俗に言います処分の話でございますけれど、やはり日本国は法治国家でございます。だから、法律に基づいて国民は、いかなる損害を受けることはないという憲法の規定がございます。したがって、教員の不祥事につきましては、法律上、その監督責任は学校教育法で校長の責任に義務づけられております。したがって、教員の管理監督につきましては、校長のほうにあるということになります。

翻りまして、じゃあ教育委員会の教育長はどうなんだといいますが、その法律的根拠はございません。したがって、法律に基づかない処分というのはあり得ないというのが、これが定説であり、そして、京都府教育委員会も、その見解にのっとりまして、そして、教員の処分を監督責任であります校長に対しても、それなりの措置を講じておるわけでございます。

過去の件につきましては、議会で報告を申し上げておりますので、ご記憶にあらうかと思えます。一番初めの話につきましては京都府教育委員会のほうは、校長の日ごろの管理監督に対する指導等について、瑕疵がないということで、実質上の措置はございませんでした。

それから、次の不法投棄につきましては、校長の管理責任もあるということで、文書訓戒に、これは処分ではございませんけれど、いわゆる懲戒ではございませんけれども、文書訓告となっております。

それから、最近の件につきましては、校長にも一端の責任があるけれど、日ごろの教員、それから、職員全体への管理指導について、大きな瑕疵も見受けられないと、しかし、学校内でも起きている話であるということで、ご報告申し上げましたとおり、文書訓告です。しかし、その訓告でも大きく、ちょっと事の重大性ということから考えまして、いわゆる勤勉手当の率を減額をした文書訓告という、そういう措置になっております。以上です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁を聞いてまして、法的根拠がないということには、ちょっと僕自身もびっくりしているんです。現場での、そういうことの起きた事態に対する法的責任がないというのはね、法治国家なのに、どうして、そういうのがないんだろうということですよ。

しかし、文部省も何も言わないのか、府教委が何も言わないのかわかりませんが、当然あるでしょう、これほど事件が起きているんですから、だから、それがもうちょっと法的でなくても、具体的に府教委としての見解を持っているとかというのでないと、今の答弁をずっと話をね、非常に丁寧に説明してくれたんですが、1回、2回、3回目と、してもらいましたけれども、もう

一つ鮮明でないですよ。非常にフアジーだと思うんです。だから、ここらも一つはね、非常に大きな府教委との関係が日常的には教育現場に対する物事の言い出し方というのは府教委の、その圧力というのはすごいものがありますよ。なのに、こういうことについては何ら、とやかくしないと、私はね、あれですね、教育現場ですね、学校という中での校長の役割というのは、もうそれ人一倍大きいものがあると思いますよ。だからこそきちんと、そのけじめをつけないといけないというふうに思いますよ。

何でもけじめをつけて処分をすればいいとは思いませんけども、しかし、今の機構の中で、どういうふうになれば、いうたら住民的にも保護者の中でも合意形成ができるかということですよ。学校に協力してなんて言ってもね、こういう事態がある限りは、僕は非常に難しい問題があると思いますよ。現場の教員が起こすのなら、まだしもですよ、その指導をする責任者でしょう。だから、そこが僕は非常に曖昧なわけで、ここで決着つけられるような、法律問題ですから、法律や府レベルの問題でしょうから、あれですけども、しかし、そういう厳格さが私は今後の学校運営や教育委員会の活動を進めていく上でも非常に大事なんではないかというふうに思いますね。それは多くの住民が今、述べていただいた一つ目、二つ目、三つ目という学校での出来事ですね、この事件が少なくとも住民の皆さんの中にはたまっているんですよ、私は何本も電話をもらいました。出会う人からも言われました。だけど、このことがね、うっせきしているんです。ですから、先ほどから何人か質問がありましたけども、こういうことは、みんな議員さん、感じているんじゃないですかね。言うか言わないかは別にして。議員だけでないと思いますよ。もっといえば、僕は職員だって思っていると思いますよ。そうでしょう。

上司や責任者が曖昧な対応とかいうんだったら、いつまでたつたって吹っ切れませんよね、下の職員だって。だから、私は、そういう点ではですね、やっぱりきちっと、非常に厳しい声もあるわけですから、先ほど、浪江議員もおっしゃってましたが、住民の皆さん、そら確かにね、全貌がつかめてないので、今の深刻な不況の中で、厳しい経済環境の中で、言い方はきついですが、その方々に言い方はきついですが、八つ当たりのような感もせんではないです。しかし、今、答弁を聞いていて非常にフアジーさがあるので、そこは町としても、府が出せないんだったら、町としての見解もね、やっぱり協議していく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、これは副町長に答えてもらうのがいいですか、町長がいいですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、いろいろとおっしゃられましたけれども、やはり教育委員会、教育現場、教師に対する、そうした措置というものと、おのずと行政である町の、そうしたものとは違ってくると思いますけれども、思いは、そうしたことに対する思いは、皆さん、同じことだろうというふうに思います。

先ほどからも何回も申し上げておりますけれども、町の職員に対する、そうした懲罰といえますか、基準は持っております。ただ、特別職につきましては、そうした基準が、法的な根拠といえますか、そうしたものがないという中で、我々は、その中で道義的な責任や、あるいは直接、上司としての責任をどうあらわすかという、責任をとるかということで、それは数値にしてしか今回も出しておりませんが、何回も申し上げますように、そうした数値だけではなくに、抜本的な形で、やはり今後、こうしたことが起こらないために、起こったときの懲罰のあれはで

きてますけれども、そうしたことにならないようなところの、前もっての、そうした教育やら、あるいは、そうした意識づけ、個々の職員のモチベーションを上げる方法を、我々はトップとして考えていく必要があるというふうに思っております。いろんな考え方、あるいは捉え方があることだろうと思っておりますけれども、我々は、そうした責任のとり方を、今回、提案をさせていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 長くなりますが、もう1、2点、一つはですね、先ほど教育長の答弁を聞きながら思い出したんですが、教職員の不祥事で処分を受けるというときにね、処分が、ここにはできないという話がありましたよね。だったと思うんですよ。だけど、その後ね、綾部だったかと思いますが、教育長自身が処分を受けとったように思うんですね、新聞で見たような気がします。私は現場は、それなりの判断ができるようになったのかなというふうに思ったんですけども、この点が、私、疑問の一つです。今までは府の直轄の職員だから、いうならね、直轄というか、府費で給与をもらっているわけですから、その点が、私はね、どうもわからないんです。これが1点。

それから、もう1点はね、これはもう最後になりますけども、今、この町だけで起きていることではないということですよ。私、全国の事例という言い方をされたので、そういうことは、よくご承知だと思いますが、見てますとね、隠れているのも含めて全国で非常に各地で起きてますよ。教育現場の中での、こういう不祥事は。それで、私はね、この原因が何なのかという探求しない限りね、この町だけの問題じゃないが、しかし、この町は、この町で独自できちんとね、そこを深く掘り下げないと、僕は、町長もおっしゃっていた今後の対策をどうするかということでは、とても済まない、解決できないというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までの論議の中で、教育委員会関係といえますか、教職員の先生方のそうした不祥事に対する話とが、もうごっちゃになってしまっているような感じがいたします。それはそれとして、今回、提案させていただいてますのは、やはり我が町の職員が犯した、そうしたことに對する処分のあり方について、責任を持てるのは、私が責任を持って、そうしたことに對応できるのは、この我が町の職員の、そうした処分に関することだというふうに思っております。教職員の、いろいろとあったらと思うんですけども、やはり、それは根底には同じようなことがあるのもわかりませんが、やはりこれは私たちの町の中で手が出すといいですか、そういう例もあるということですけども、まずは今、ご提案させていただいている中身については、今回の不祥事に対する我々の責任のとり方の一つを提示させていただいたというふうにご理解いただけたらと思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間もありませんから、ともかく今、混乱したと言ってますが、一つは今回の処置ということでわかりましたが、過去の町民の皆さんの疑問の点、批判のおっしゃっている、町民の皆さんは今までのことも含めて、どうなっているんだと、これがあるということですよ。理事者側にね、そういう認識がなければね、このことは、もう誤解は解きませんよ。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、私のほうからも少し質問させていただきます。

ほとんど出尽くしておるというふうに思いますが、私は最初、浪江議員が言われた内容というのか、同じ思いでおりました。念のために、念押しをするんですけども、町長判断でやられたということには間違いないと、それで、これについては今回だけの処分、過去のことは先ほどいわれたように考慮してないということなんですね。ところが町民の声ですね、それから、議会懇談会をやらせていただく中でも、町長、副町長の処分のことについては出ません。やっぱり教育委員会の処分のことについて、いろいろな意見が出ておりました。やっぱり一つは軽過ぎることなんですか、そういう声というのは判断をされて、そういうことをしっかりと耳に入れられた中で町長として決断をされたのかどうか、それとも内輪だけでやられたのかどうかといいますのは、従来、過去のことを言いますけれども、職員の不祥事があったときに、これは教育委員会だけではなしにね、職員の不祥事があったときに、トップの処分が軽過ぎると、トップは責任を感じてないかという声も多々あったんです。職員にきつい処分があったことがありますわね。だけど、そのときに町長は何も感じておられんのかなというのがあったわけです。その辺も含めて町長の考え方なり、今回の処分決定の根拠をもう一度、お聞かせ願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 町民の皆さんから見れば、過去にいろいろと起こったことも何もかも一緒になっているかと思えますけれども、やはり法律的には教職員、府の職員であったものは府の教育委員会が、やはりそのことに対して処分をしますし、与謝野町の場合でしたら、与謝野町の職員の件については、この我が町の中で処分をしていくということになろうかと思えます。

今回、重いか軽いか、これは、いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、ほかのところの事例等もやはり見させていただく中で、前回、とりました中身でも非常に厳し過ぎるというお声もありました。軽過ぎるというお声もありました。しかし、我々がとれる適正な形というのは、幾ら1カ月を2カ月にし、3カ月にしても、そのことと、その処分を受ける、あるいはすると、出すという場合については、いろんな考え方があるというふうには思っております。やはり当事者である教育委員会については、職員が直接、管理されています教育委員会については、教育長については、そういう厳しい判断をさせていただきましたし、道義的な形で我々も教育委員会のことだからといってほっておくということではない、やはり同じように、そうした責任を感じた上で今回の処分を出させていただきました。いろんなお考えがあるでしょうし、どちらにしましても、やはりこうしたことが、もう二度と起こらないように本当に、そのことによって1人の職員のしたこととはいえ、そのことによって多くの迷惑をかけたり、せつなく夢のある、そうした学校を建てていこうとしているときに、水を差すような、非常に、そうした事態を招いてしまったということについては、やはり、そのことについてはきちんとおわびを申し上げなければならないというふうに思っておりますし、その形がこれでいいのかどうか、果たして、私自身も判断はすることはできません。しかし、常識的なといいますか、今までの中での判断でもそんなに軽いだ、重いだということはない判断ではなかったかというふうに思って、今回、提案をさせていただきます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 町長の気持ち、私も十分わかるんですが、そこで一つ今後のことについて、町長は、今後そういうことがないように、これは当然、しっかりとやっていただかなければならないし、我々も、そのことは肝に銘じなければならぬというふうに思っておりますが、特別職の場合には、そういう基準がないということで、今も、こういう裁定になって、町民の皆さんからは過去のこともあるやないかと、今回のことだって、職員については、かなりひどい処分を受けておるやないかというのは、やっぱりかなり強く伝わってきます。

そこで、今後、そういう特別職についても一定の基準を設けようというような思いはありますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） なかなか、そうした基準を設けるということは難しいというふうに思っております。同じ事案でも時代背景が違ったり、いろんな条件がありますので、やはり、そのときに提案させてもらって、これではあかんということなら、そうした判断というのは、非常に、つくるといことは、そういう基準を設けるということは非常に難しいというふうに思っております。それを特別職の場合は、判断していただくのは、やはり選挙であったり、議会であったりということになろうかというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 先ほど、伊藤議員がよその町のことを言われましたけれども、やはりよその町では、もう少し職員の不祥事なり、いろいろなところで職員を処分した場合には、かなりきつい処分をというのか、きついペナルティーをやっぱり管理者の方も受けておられるような例が新聞紙上で見る限りにおいては多くあるんやないかなという意味で申し上げましたので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますし、それから、もう一つ町長、副町長にお尋ねしたいのは、これ結局、今回、専決処分が出ておりますわね。専決処分というのは、我々には否決する権利がありません。例えば、賛成少数になっても、これは通るのが専決処分ですね。だから、こういう大事な問題は、やはり先ほどの有吉議員の通年議会やないですけども、臨時議会を開くことは可能だと、臨時議会を開こうという思いは全然なかったのかどうか、私は前にも言いましたけれども、私が議長をさせていただいておるときについても、何ら私には連絡なしに臨時議会を開くいとまがなかったという提案理由で専決処分が出てくるんですね。これはやっぱり不自然ですよ。やはり大事なことについては、町民の多くの方が関心を持っておられる議案については、専決処分をする前に議長に臨時議会を開こうと思えますけれども、時間は取れますかとか、急遽になっても、とにかく1週間前という規則、大体あれはありますけれども、そんなことは抜きにして、急遽でもええと思うんです、私は。夜でもいいと思うんです。日曜祭日でもいいと思うんです。そこに臨時議会を開いて、しっかりと議論をして、その中で結論を出すというのが、本来の、赤松議長が言われた行政と議会とが一つのものになって、しっかりとまちづくりを進めるということの一番大切なところではないかというふうに思うんですけれども、今回はこういう状態になりましたけれども、今後、そういう方向で進めていただきたいという、私の思いですけども、その点について、どういように対処を考えていただけるのか、お伺いしておきます。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 井田議員のご質問ですが、趣旨は、もうおっしゃるとおり、非常に理解はさせて

いただくんですけども、今回につきましても、いとまがないということで、こういうことになったんですが、我々特別職、それから、教育委員会の事務局の職員を科するタイミングといいですか、そのタイミングの問題がございまして、こういった形になっております。具体的に申し上げますと、今回、不祥事を起こしました職員本人の問題が、まず、あります。本人が事実を認めたということでもって処分をかけようと、同じタイミングで、関係のある教育委員会の上司である職員、それから、特別職の我々、同じタイミングでかけようということで、本人が、その事実確認をした、もう即刻、その処分を科するというので、物理的に臨時議会をお願いする、一日前をお願いするというわけにはいかないと思いますので、そういったタイミングの問題で、今回は臨時議会をお願いすることができなかったというふうに、私は受けとめております。

議長（赤松孝一） 質疑の途中でございますが、ここでお昼の休憩とさせていただきます。

13時30分から開会いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時30分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

まず、最初に井田議員のほうより、午前中の委員会報告に対しましての追加の発言がございまずという申し出がございましたので、それを許可いたします。

井田議員。

13番（井田義之） すみません。午前中に諸般の報告の中で、宮津の研修報告の中で、皆さんのお手元に配付しました資料の研修、うちから行った研修の議員の中で大事な大事な今田博文議員が落ちておりましたので、もう心からおわびをして、皆さんに、また後で、私のほうとしては書類の提出にはちゃんと差しかえをしますけれども、そのことをおわびしたいということで、議長にご無理を申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 次に、堀口副町長のほうに発言の申し出がございまずので、これを許可いたします。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 午前中の私の答弁の中で少し言葉足らずと申しますか、誤解を与えかねない点がありましたので、若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、今回の処分に関しまして、教育長をはじめ、今回、教員委員会では先行を行いました職員のほかに教育長、教育次長、都合3名、教育委員会のほうで処分がございました。最終的に教育委員会の職員につきましては、町長部局で最終的な判断をするということではなくて、教育委員の教育委員会議と申しますか、教育委員会議の中で、最終的な決定がなされるものであります。したがって、午前中、私がいろいろお答えをいたしました内容は、その教育委員会議にかける前段の調整の内容と、教育委員会議にかける処分の案について町長部局にご相談があったということでありまず。

その調整をした結果を案として教育委員会議にかけられ、最終的に教育委員会議で了解が得られたと、そして、処分も教育委員会の名前で、それぞれ処分がなされておりますので、少し法律の関係で町長部局と教育委員会と分かれておりますので、そういうこととございまず。

それから、もう1点、特別職については一般職の基準が適用されないということをお申し上げて

おりましたけれども、法律的に申し上げますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長に関しては地方公務員の一般職と同様の規定が適用されるということでありますので、教育長に関しては一般職同様、懲戒処分をすることができるということでございます。

ただ、町が持っております基準の中には一般職を想定しておりますので、その基準では対象外になるかと思いますが、法律的には教育長も一般職同様、懲戒処分の対象になるということでございます。

それから、蛇足でございますが、午前中のいろんなお話をお聞きしています中で、京都府の教育委員会が持っている権能と、それから、市町村の教育委員会が持っている権能が、それぞれ分かれておりますので職員の、教員、職員、まとめて教職員という言い方をしておりますけれども、それぞれ処分をする権能が、それぞれ分かれておるといこともあわせて、ご理解を賜りたいと思います。

議長（赤松孝一） それでは、質疑を続行します。

井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 言葉不足というよりも、大きな間違いがあったん違うかなというのを今、感じました。それはそれとして、先ほどの続きということで、臨時議会の件なんですけれども、これまでから臨時議会につきましては、なかなか開けないということで、今回の不祥事が発覚して警察の捜査が入ったときでも、議会よりも先に、まず、京都府とか、それから、いろいろな報道関係だとかというのが先になりました。やはり議会に対しては全員協議会であろうが、何であろうが、一日とか二日とかいうことではなしに、先ほど、副町長は一日とか、前の日に言うてとかということがありましたけれども、その極端な例は別にして、やはり時間をとって、それで、例えば京都府の府庁に行かれるにしても、その教育局に行かれるにしても、トップ2人が一緒になっていくことはない、どちらかが残って、やっぱり議会対応というのは、していただきたいなということがあります。それを含めて、今回、言わせていただいたということでありますので、いろいろと今後、協議をしていただけたら大変ありがたいなということです。

本題のほうに戻ります。先ほど教育委員会についてはというあれがありました。あくまでも、私も何回も言うておりますように、教育委員会というのは、独立した機関でありますね、だから、そういう中で、やっぱり町長部局から出向された職員の不祥事であっても、やっぱり今回のことの中で、いろんな要件はあるんですけども、一番、私が気にしておりますのは、やっぱり監督責任ですね。職員に対しては、いわゆる懲戒処分というのが最高の罰則なのかどうか、わかりませんが、そういう罰則が出た中で、あまりにも軽いん違うかというのが、やはり、そのトップの監督責任者の責務がもっと重いものだろうと、だから、罰則に対しても少ないんだろうと、軽過ぎるんだというのが、私は町民の考え方、私も、そういうように思ったということでありますので、やはり浪江議員に言われたように、見直しについてはありませんというような答弁もあったようですけれども、その点について再度、念を押しておきます。

教育委員会の管轄だということですので、教育委員長なり教育長からの答弁を求めます。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 先ほど副町長のほうからご説明がありましたとおり、この処分は教育委員会が議決をもって決定をいたしております。私のほうの、その議決に至った雰囲気というんですか、

経過だけお話をさせていただきたいというふうに思っております。

私のほうに、先ほど言われましたように副町長のほうから、検討された案が事務局案として提示をされて、議案として提出をされております。その中で、それぞれ議論をしたわけでございます。ちょうど私ども委員の中からも、今、ご指摘の点は意見として出てきておりました。るる午前中からご質問のあった件はほとんど同じようなご指摘もあったというふうに思っております。そうした中で我々としても、どういう議決をするのか、これを可とするのか、不可とするのかという、これは我々に課せられた課題でございますので、その中で、やはり再発防止を最重点にする決意のほどを聞かせていただいた上で、この議案は諒とさせていただきました。

それから、非常に我々委員の責任というのは、どこまであるんだという点も議論をいたしております。これに関しましても、いろいろとお考えもあるし、それから、委員の中にも当然、今までの、先ほどからいろんな議論で混乱ありますけれども、教職員と職員の不祥事がたび重なっているといった面で、委員も大きな責任を感じるべきだろうなという議論がございましたので、その中で我々も法的な責任というのを問われるということが非常に、できないというふうなことがありますので、我々も、これを大きな反省として今後の与謝野町の教育行政に邁進していくという覚悟のもとで、今回の提案をされた議案を諒としたという経過でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私のほうからも少しお答えをさせていただきたいんですが、午前中からのお話の中で、一般職の処分の話と、それから、特別職のお話が混在しておると思うんですが、先ほど井田議員から、職員も含めて処分が甘いのではないかという趣旨のご質問だったと思うんですが、違いますか。

1 3 番（井田義之） 職員やなしに、管理者の処分が甘いと。

副 町 長（堀口卓也） はい、わかりました。与謝野町の一般職の職員の懲戒処分の基準を設けておりますが、これは国家公務員や、あるいは近隣の市町村の懲戒処分の基準を参考にいたしまして、それよりも厳しい内容で与謝野町の基準は設けたつもりであります。一度ごらんいただければ納得いただけるかもしれませんが、近隣の市や町の基準に比べて非常に当町の基準は厳しく設定をいたしておりますので、その辺のご理解は賜りたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 時間もありませんので、最後に町長にお尋ねしておきたいと思います。先ほど管理者の処分の基準も設けたらということを言いました。実は、この間、京丹波町に研修に行ったときには管理職の不祥事もあって、そこでかなり厳しい処分を決定されておりました。そういう管理職といえども、いろんな問題があろうと思いますし、そういう不祥事もあろうと思いますし、だから、あっては困るわけですけども、あったときのことも踏まえて、やはり管理職の処分の方法というの、いわゆるペナルティーの方法ですね、ペナルティーの方法というの、一定の基準を設けて、先ほど教育委員会のほうはあると言われました。やはり全体として一定の基準を設けて、やっぱり、それも一つの今後、不祥事を起こさないための強い決意をあらわす意味で、今、町の一大事です。だから、この際、災い転じて福となすで、一定のけじめをつくって、そして、町民の皆さんに、こういう格好で今後は町行政を進めますというようなことがあるのが、一番、町民の方々に納得してもらいやすい状態だと思うんですけども、最後に町長の見解を求め

て質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今後のことにつきましては、大変大事なことでありますので、そうした決意をあらわす一つの方法ということですが、町の管理職の職員については、これは町の職員のあれに準じてと申しますか、その中に包括されておりますので、それはございます。特別職の者についてはないので、それらについて、つくるといことが非常に難しいというふうに申し上げました。いろいろな場面で、先ほど専決の問題もございました。見直すべきところは、やはり検討していく必要がありますので、これを機会に、それらを、どういう方向が出るかわかりませんが、やはり真剣に考えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 第三者も含めた中で、その特別職の処分等についても一定、協議をしていただきますように、ぜひともお願ひをしまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、質問をさせていただきます。

処分の内容だとか、専決のあり方だとか、いろんな議員が質問をされましたので、もうその辺につきましては、大体、理解ができたと思うんですが、先ほど、教育委員長さんのお答えの中で、処分を決めていく中で、今後どういった考えでというような答弁があったと思うんですが、その辺も含めまして、教育長に質問をさせていただきます。

今回の処分につきまして、どういうふうに出てもらって、また、今後、どういうふうな思いでおられるのか、原因究明にも当然、力を今、尽くしていただいておりますが、何が問題があって、何が足らなかったのか、その辺の分析もされておると申しますので、その2点について、お聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育 長（垣中 均） お答えします。ただいまいろいろな形で、その原因等については、究明をしている過程でございます。町全体として不祥事が起こった後、議員さんのご質問で町長が答弁いたしました町全体の中で、その再発防止についての検討委員会ですか、それも既に会議を始めておりますし、その中で、だんだんそれが究明されていくと思っております。したがって、今の段階で私のほうから申し上げることは、私見ということになりますので控えさせていただきます。いずれにいたしましても、そのこうした不祥事が起きたということは、事実でありますので、それらについて二度と、こうしたことが起こらないように、改めるべきは改め、あるいは改善すべき点は改善しなければならないと、そのように思っております。そして、適正的確な行政が遂行できるように、そして、町民の信頼を回復するために頑張っていかなければならないと、そのように思っている次第です。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今後の分については、ようわかったんですが、処分について、どういうふうに出てもらっておられるのかという部分はお答えいただけなかったと思うんですが。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 失礼いたしました。当然、その処分につきましては、重く受けとめさせていただいております。ですから、改めて、その職責を再確信し、自覚をしておるところでございます。そして、先ほど申しましたように行政の信頼回復に向けて邁進していきたいと、そのように思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 信頼回復という言葉が今、出てきておるわけですが、町民の方々、議会懇談会を通して、また、一般の方、いろいろとお出会いしてお話を聞く中で、信頼回復までのところまでいくかなというぐらいの不信任感を皆さん、抱いておられます。例えば、先ほどの答弁でありましたように、法的責任はない、ならば道義的責任は、どこにあるんだろうとか、また、本来、責任のある教育委員会が、教育長に対しての処分を下すことの矛盾だとか、非常に町民の皆さんは不信感を抱いておられるのではないかなと。また、私が9月議会で学校教育の問題として学力の低下について、質問をさせていただいたら、議員はPTAの役員なんで、学校に直接言うてくれというような答弁で、非常に責任感のある立場としてのご答弁ではなかったのではないかなと、そういった積み重ねが、今回の町民の皆さんの、いろんな不満、また、疑問、また、不信感につながっていつておるのではないかなと、当然、重々こういったことが二度とないように取り組んでやっていかれるとは思いますが、その辺の気持ちというのが、簡単な言葉だけで伝わるものではないと思いますし、本当に世間の皆さんが言うておられる言葉というのは非常に厳しいご意見がございます。

そういった中で、再度、私見でも結構なんで、どういう今後、立場で職務を遂行されていくのか、その思いを聞かせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 先ほど答弁いたしましたのが、全てでございまして、信頼回復に向けて誠心誠意自分の職責を全うしていく以外に言葉はございません。なお、先ほどおっしゃられました点につきまして、補足をさせていただきますけれども、教員の、いわゆる措置につきましてというのは、やはり法律に基づいてなされるべきであります。それが、これはもう日本の憲法で保障されている国民の権利でございますので、当然、それにのっとった手続ですべきであるということを申し上げたわけでございます。

それから、道義的責任というのは確かにあります。それは、そのケース・バス・ケースがございますので、道義的責任というのを、あまりにも前面に出しますと、私は、その法律で定められたものが別な点で曖昧になっていく恐れがあると、私は、そのように思っております。ある場合には当然、道義的責任をとるべきだと、そのように思っております。

それから、なお、先ほど中学校の話が出ましたから、その前の、私の答弁も頭に入れておいていただきたいと思います。教育委員会は教育委員会としまして、事務局として学校には、いろいろ指導助言をしておりますということを言った後で、私はご協力をお願いしたはずでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 当然、そのように受けとめております。ただ、まず、変えようという気持ちを持っていただくと変わらんのではないかな、これは9月議会に一般質問でも言わせていただきま

した。そういった中で教育行政に関する考え方、また、行政に関する考え方、町民の皆さん、本当にシビアに、いろんなご意見を言われます。言葉を信じて、ただただ、我々議員が、そういう質問を受けたときに、いや、行政の皆さんを信じておるんだ、教育長を信じておるんだというだけでは納得していただけない部分も非常に多くあるということを十分ご理解をいただきまして、本当に今後、どう変わっていくのかということが大事だと、僕は思っておりますので、そこに最善の努力を尽くしていただきたいと思います。

それをお願いしまして、終わります。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに質疑ございますか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、質問させていただきたいというふうに思っています。

先ほど副町長が午後から答弁をされました。この一連の処分の流れというのが改めてわかりました。その前段として、教育委員会に議案を上げられたと、その議案の作成は、いわゆる副町長が中心になられて事務局でされたということだというふうに思います。その処分の決定、今回は給料の10%カット、3カ月と、こういうことです。職員については、いわゆる基準がある。当然ですね、一般職ですね。町の職員には基準があるけれども、特別職にはないから、いわゆるほかの町の事例を参考にして、今回の処分を決めたと、こういうことだというふうに思いますけれども、どういう、ほかでは、その事例があったのか、特別職では給料の減給ですね、それを何カ月にするかぐらいしか、処分の仕方はないんじゃないかというふうに思っています。

ほかの事例も十分に参考にされたということですが、ほかの事例では、どういうことがあったのか、どういう基準で、今回、3カ月という基準を設定されたのか、そこを教えてください。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、手元にデータを持ち合わせておりませんので、記憶をたどりながらお話しさせていただきます。

インターネットをはじめとして、いろんな媒体を使いまして、日本全国のいろんな不祥事の事案を取り寄せました。それぞれの不祥事の内容、それから、関係する職員、上司、それから特別職、それぞれの処分の内容を参考にさせていただきました。いろんな事例はありましたけれども、今回の事案とぴたっと一致するような、全く一致するような事案はございませんでしたので、こういう場合に、こういった処分を科しているというのを参考にして決めたとというのが実態でございます。以上でございます。

それから、先ほど教育委員長が申し上げましたように、教育委員会議にかける案を教育委員会と我々で相談をして、こういった処分の内容が適正だろうという案を相談して、その結果を教育委員会議にかけられて正式に決定をされたということでもあります。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 全国の事例を調べられたということは、今、答弁でわかりました。私がもう一つ、聞きたかったのは、特別職は基準がないから、その処分は減給、いわゆる給料を削るぐらいじゃないんじゃないかというふうに思うんですね。職員の場合は、いわゆる停職だとか、最後は懲戒免職という処分の段階、レベルがありますけれども、特別職というのは、その給料カットぐらいじゃないんじゃないかと思うんですが、そこはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 昼一番に申し上げましたように、特別職の中でも教育長に関しては地方公務員法の27条、28条、29条の適用を受けるということでもありますので、懲戒処分を科することはできませんけれども、町長や私に関しては、その規定が適用されないということでもあります。それから、今、議員がおっしゃいましたように、町の懲戒処分の基準では懲戒免職が一番厳しい処分として、あと、個々の事例に応じて減給であるとか、訓告であるとか、いろいろ処分は持ち合わせております。

特別職の場合は、基本的には議員がおっしゃいますように給与の自主返納と申しますか、もちろん条例の可決が必要でありますけれども、そういったことしか、処分といえますか、その内容はいりません。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 最後は懲戒免職もできるという話ですけども、午前中からずっと議論があったように、非常に町民の皆さんは厳しい意見をお持ちです。私も何人かから聞いていますけれども、この給料3カ月、10%カット、これで本当に住民の皆さんが納得されるかなというふうなことを思ったときに、非常に私は、もっともっと厳しい意見を聞いています。ここでは言いませんけれども、今は。そのことを思うと、非常に生ぬるいのではないかと、はっきり言ひまして、そう思っています。

どこの事例を参考にされたか知りませんが、午前中、伊藤議員からありました、先生の不祥事で教育委員会が責任をとった、綾部市、とってますよ。教育長もとっています。教育委員長もとっています。教育委員さんにまで及んでますよ。そこまでやっておられるんです。そういうことを住民は、よく見てますから、そういうことも踏まえて、今回のことも踏まえて、非常にたるいのではないかと、何をやっているんだと、こういう、いわゆる厳しい意見が飛んでくるのではないかなというふうに思っております。この給料3カ月、1割カット、10%カット、これはどこの事例ですか。そのいろんな事例を参考にされたということはわかりますけれども、その事件の重さだとか、そういうこともあるでしょう。しかし、こういう事例があった、ああいう事例があった、そういう中で、うちはこれを決定したと、そういうことぐらいの話はあってもいいと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、日本全国のいろんな事例を参考にいたしました。今回の場合は、じゃあ何県の何市の、どういった事案を参考にしたのかというご質問ですけども、そういった複数の内容を見て、それから、個々の事案の内容を寸借して、この場合にこういった量定と申しますか、この場合は、こういった量定があると、今回のうちの場合、職員本人、それから上司、特別職のかかわり方、そういったものを勘案をして決めたということでもあります。

だから、どこの市町村の何を参考にされたかというご質問には、明確に、これを参考にしましたというのは持ち合わせておりません。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 教育委員長にお伺いをします。教育委員会に議案として出されて、それを協議をされて、最終的に、こういう決定をされたというお話を先ほどいただきました。その中で再発防

止について、どう考えているかと、このことを重きに置いて、今回の議案は採決をしたというふうにおっしゃいました。そのことは当然の話なんですね、再発防止ということは。それよりも、この事件の重さ、このことをどう捉えているかによって、この処分を決めると、こういう筋合いのものではないかと思うんですが、そこはいかがですか。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 今のご質問ですけれども、事件の重みと、それから再発防止というのと、どちらが重きがあるかというふうなご指摘ではなかったかというふうに思っておりますけれども、私どもの認識というのか、考え方は、やはりこの今回の不祥事は本当にあってはならんことだということで、非常に重要に思っています。これはひとえに加悦中学という、子供たちの夢を砕いたという点で、非常に教育的な立場から考えれば、本当に大変な事件だというふうに思っておりますし、それから、もう一方で安全対策がおくれるといった面がありますので、非常に、この点も我々苦慮をして、この辺の、今後、どうしても、そこの視野も入れていかないと安全対策というのは、我々委員としても両立、同じ重さだというふうに解釈をしております。以上です。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） それは、安全対策は早急に進めていかなければならない。それはそうです。しかし、事件は事件ですよ。この事件が起きたということは、それとは別ですよ、この事件に対して、どういう責任をとり、どういう処分をするかと、この1点に審議をされたらよかつたのではないかなというふうに思っています。

再発防止について、弁明を受けたということですが、どういう弁明を受けられたんですか。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 先ほどの、我々にしてみれば、再発防止をいかにしていただくかというのは、あくまでも今、検討していただいているといった段階だというふうに思いますけれども、やはりこれは、我々にしてみれば決意があつてしかるべきものだということで、今後の行動なり、認識なりを期待を申し上げた次第であるということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） その期待ではだめでしょう、それは。具体的に再発防止は、ここに問題があつたから、これをこういうふうに改善する。あるいは、こういうことは改めていこう、そういうことが具体的な再発防止であつて、その期待をしたとか、将来を考えたらどうだとか、そんなことは当たり前のことでしょう。そういう姿勢になるということは。こういう事件が起きたから再発防止に力を入れる、そういう事件が起きない風土をつくっていこう。これは当然のことですよ。それよりも、それなんですけれども、その中身としては、具体的に、どこをどうしていくかと、どういう組織にしていこうかと、どういうかわり方をしていこうかと、そういう具体的な例や話を聞いて判断されたのではないですか。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） ご指摘のとおりだと思いますけれども、具体的な案が、いまだ立案といつたらいいんですか、それぞれ原因の究明、それから、それに対する検証というのが始まったばかりだというふうに認識をしておりますので、今のところ、私のほうから申し上げます、それまでの点しかございません。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 少なくとも再発防止については、どういうところに問題があったのかと、このことぐらいは問いただす、あるいは聞いてみる、そのことが必要だったのではないのでしょうか。将来に、こういうことが起きないように一生懸命頑張りますと、そんなことは当然ですよ。誰だって言いますよ。そのことを踏まえて、どういうところに問題があって、どういうところを改善したら再発防止につながっていくかということを知られて判断するのが、しかるべき処置だったのではないですか。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 我々も、この事件が発生した後、すぐに臨時の教育委員会を開いておりますし、その中で、こういうことはあってはならないということは、非常に、具体的なことはなかなか申し上げにくかったと思いますけれども、精神的なことでお話をさせていただいたというふうに思っております。また、ちょっと副町長のほうからも補足をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 再発防止の関係のご質問ですので、議会でも特別委員会を設置されて、真相究明、再発防止について、ご審議をいただいておりますが、教育委員会も入りまして与謝野町として再発防止の委員会を立ち上げております。今、議員がおっしゃいましたように今回の事案を受けて具体的な再発防止を考える場合に、まず、今回の事件の詳細を正しく把握しなければ、まず、事が動かないということは当然であります。まだ、町のほうの再発防止の委員会も、そういった意味では、今回の舞台となりました加悦中学校の関係の書類を、まだ返していただいておりますので、大部分の書類は警察本部から返してもらいましたけれども、肝心の今回の舞台となった案件につきましては、現在、検察庁のほうに書類がありまして、まだ、詳細な真相解明、実態把握ができておりません。まだまだ、これから具体的な議論になるわけですが、役場の中で立ち上げました、その委員会で、今回の詳細な実態を把握して、どこに問題があったのか、今回は与謝野町として初めて取り組みましたプロポーザル方式によって事件が起こりましたので、プロポーザル方式そのものが、どこに問題があったのか。今回の加悦中学校の件につきましては、どこに問題があったのか、そういったことを、まず、実態把握をして、その上で再発防止に向けて鋭意取り組んでいきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 再発防止については、力を入れておられるということはわかります。私が、先ほどからお尋ねしているのは、教育委員長が教育長の判断を決められるに当たって、いわゆる再発防止について、その教育長の言葉によって、これは判断したんだと、この処分はと、ということと言われるから、その再発防止については、どういう防止策があるのか、どういう答弁があったのか、どういうふうに聞かれたのか、それを聞いているんです。そこはどうでしょうか、教育委員長。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 私のほうは、今後の再発防止に今、全力を傾注するといったことを確認をいたしましたということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それは、先ほどから言ってますように、それは当然のことです。そのためには、どこを改めていくのか、いや、そのことが、まだ方針が決まってないのなら、どこに問題があったのかということぐらいは聞かれて当然ではなかったかなと、再発防止について力を入れていきます。頑張っていきます。そのぐらいのことは誰だって言いますよ。どこにどう力を入れるのか、ここが問題だというふうに思うんですが、そこまでお聞きになってないような、さっきからずっと答弁を聞かせていただくと。その頑張りますと、一生懸命やりますということだけ聞かれて判断をされたということでもいいんですか。

議長（赤松孝一） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） 今後の職員の綱紀の粛正といった点に重点を置いて決意を聞かせていただいたといったのが現状でございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 綱紀粛正なんて当然のことですよ、そんなことは。事件があったからどうの、何があったからどうのという以前の問題なんですよ、そんなことは。

どうも先ほどから聞いてますと、頑張ります、一生懸命やりますだけで判断をされたような気がしています。そこはもう少し踏み込んで聞かれて判断をされるべきではなかったかなというふうに私は今、感じました。

町長に伺います。町長のモットーとして、町民と協働のまちづくり、みんなでまちづくりを頑張っていこうと、こういうスタンス、姿勢でおられることはよくわかります。合併して6年間、7年目になるんですか。いろんな職員の不祥事というのが、この間ずっとあります。そのことについての町民の意見は非常に厳しいものがあります。そういうことがあることによって、町は何をやっているんだということは、町民の間からよく聞かれますけれども、こういう事件があることによって、協働のまちづくりというのは推進できるというふうにお考えですか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 不祥事ございましたけれども、町の職員としてだけを見てみますと、今回を入れて2回目ということになるかというふうに思います。

そうした中で、せっかく住民の方たちと築いてきた協働の、そうした進め方、今回の加悦中学校の建築に当たっても、住民の方たち、あるいは学校関係の方、そうした方々が自分たちの思いを出されて、そして、それが一つの形になって、いざというときに、そうした不祥事があったということで、先ほども申し上げましたけれども、本当に情けない、そんな思いでございます。

こうしたことが起こったもとには、やはり職員に対しての目が行き届かなかった、町長部局から教育委員会に行ったとはいえ、そうした組織上の問題もあったというふうにも思いますし、いろいろと今後、分析していく必要があると思いますけれども、そうしたことが起こらないということもですけれども、起こってしまった、この後を、どう築いていくかということも非常に大事なことだというふうに思いますし、住民の方たちと築き上げた、そうした信頼関係みたいなものが、一人の職員の不祥事によってつぶれてしまったということは、非常に悲しいことではありますけれども、そうしたことの以前に、やはり積み上げたきたものがあるわけですし、こうしたものを大事にして、やはりまた、一から、それを積み上げていく、そうしたことに邁進したいとい

うふうに思っております。

いろんなことを進める中で、あらゆる分野で行政と、そして住民の方、また、議会との、そうした、うまくバランスのとれた形で進めてきたことが、一石、石をぽんと投げられたために波紋が広がっているという状況があると思いますが、やはりそれは、ある程度落ちつけば元に戻ってくるのではないかというふうに思いますし、それは戻さなければならないというふうに思っております。そうした意味で、今後についても、やはり住民の皆さんの協力を得る中で、まちづくりを進めていきたいと、また、それについて今後も変わらずの、そうした協力をぜひお願いしたいというふうに思っております。そういうことを含めまして、おわびとお願いが申し上げたいと思います。

1 7 番（今田博文） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

井田議員。

まず、最初に反対意見の発言でございますが、そうでしょうか。

1 3 番（井田義之） はい。

それでは、反対の立場で討論をさせていただきます。今回、収賄事件とともに教育現場を巻き込んだ、与謝野町を揺るがす大事件であると考えています。そのことを鑑み、条例改正の内容が私には理解、なおかつ納得ができません。

専決処分でなく通常の議題として臨時会開催の上、提案してほしかった。これは先ほども申し上げました。また、質問の中で多くのことを申し上げました。大変残念ですけれども、私自身が、この議案を一応、専決処分を承認したという立場になったときに、町民の方々に説明をする、私が自信を持って、説明する自信がありません。まことに残念ですけれども、私の反対討論とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 次に本案に対する賛成意見の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 次に本案に対する反対意見の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第110号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） お座りください。起立多数であります。

よって、議案第110号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第19号〕（与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正について）は、

原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第111号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第16号〕（旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の住所変更について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第111号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の住所変更について、専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、現在、指定管理者としてお世話になっております特定非営利活動法人、加悦鉄道保存会の主たる住所が与謝野町字滝941番の2の宮津海陸運輸株式会社内から、与謝野町字加悦433番地の旧加悦鉄道加悦駅舎内に変更されたことにより、指定管理者から協定内容の変更届を本年10月18日付で受理したところございまして、旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の住所変更について、10月18日付で専決処分させていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第111号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第16号〕（旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の住所変更について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時27分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

次に、日程第12 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第21号〕（平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） どうも失礼しました。

議案第112号の平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、11月16日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は、

1, 555万4, 000円を追加し、総額を114億9, 884万円といたすものでございます。今回の専決につきましては、去る11月16日に衆議院が解散されたことに伴い、来る12月4日公示、12月16日を投開票日として、第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、直ちに選挙準備に取りかかることとし、そのための予算計上が早急に必要になりましたので、専決処分したものでございます。

それでは、補正予算の詳細についてご説明申し上げます。

12、13ページの歳出をお開き願います。第2款総務費、第4項選挙費、第3目衆議院議員選挙費で、衆議院議員選挙事業を総額で1, 555万4, 000円追加いたしております。選挙準備経費、期日前投票にかかる経費、投開票にかかる経費など、選挙にかかる全ての経費を追加いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第14款府支出金、第3項委託金、第1目総務費委託金、第3節選挙費委託金で衆議院議員選挙委託金を歳出と同額の1, 555万4, 000円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第112号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第21号〕（平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 議案第113号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第22号〕（平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第113号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます

この補正は11月16日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は810万2, 000円追加し、総額を1億9, 040万8, 000円といたすものでございます。

今回の専決処分につきましては、9月定例会において計上させていただきました第1号補正予算と同様の、加悦奥川河川改修事業での家屋移転のための特定分譲宅地用地の売買について、用地協力者との調整が整い、早急に契約を締結する必要が生じたことから、専決処分したものでございます。

それでは、10、11ページの歳入をお開き願います。第3款財産収入は分譲宅地売払収入を810万2,000円追加いたしております。これは京都府において改修いただいております加悦奥川河川改修事業で、家屋移転が生じるため特定分譲宅地用地として代替地を土地開発基金で保有しております。このたび用地協力者との調整が整いましたので、JA加悦谷支店前の宮野分譲宅地を売却するものでございます。以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

12、13ページをお開き願います。第5款諸支出金、第1項普通財産取得費は普通財産購入事業で、土地等購入費を歳入と同額の810万2,000円追加いたしております。この土地購入費は、先ほどの歳入で説明いたしました土地開発基金で取得している宮野分譲宅地を一旦、宅地造成事業特別会計で買い取り、その上で用地協力者の方へ売却いたすものでございます。

以上が、平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第113号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第113号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第22号〕（平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第14 議案第114号 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第114号 第1次与謝野町総合計画の後期基本計画を定めることについてご説明申し上げます。

第1次与謝野町総合計画は、与謝野町における総合的、かつ計画的な行政の運営を図るため、町の最上位計画として位置づけており、平成20年度から平成29年度までの10年間の基本構

想と、平成20年度から平成24年度までの5年間の基本計画で構成しており、この基本計画が本年度をもって計画期間の満了を迎えることから、平成25年度から平成29年度までの5年間の後期基本計画をご提案申し上げるものでございます。

本町のまちづくりは、町の将来像であります「水・緑・空 笑顔かがやく ふれあいのまち」を目指して、基本構想及び前期基本計画に基づき、自助・共助・商助・公助の協働の取り組みにより進めてまいりました。

今回、ご提案申し上げます後期基本計画は、この前期基本計画を引き継ぎながら、社会経済情勢の変化や緒制度の変更及び計画の達成状況等を踏まえ、また計画策定に当たって、実施した住民アンケート結果等を考慮し策定したものでございます。

したがいまして、後期基本計画の構成は、前期基本計画と同様に分野ごとに施策方針、施策プログラムを掲載する形で構成しており、今後5年間で進めていくまちづくりの具体的な施策を示しております。

なお、本計画の特徴として、住民や地域、団体等がみずからできることは、みずから実践することとし、施策プログラムの中で、自助・共助・商助での取り組みを掲げております。また、総合計画の進行管理の一環として、目標指標を設定いたしました。ともにめざす与謝野ベンチマークにつきましては、全ての節に改めて指標を設定し直し、進行管理の一層の充実を図りました。

さらに、最初の第7章で重点プロジェクトの推進を掲げております。これは行政全般の諸施策全てを網羅した総合計画において、中でも計画にめり張りをつけるために、重点的に取り組むべき施策を明確にすべきとの前期基本計画の考え方を踏襲し、時点修正を加えた内容を掲げております。

今回の総合計画の最大の特徴といたしましては、基本構想及び前期基本計画策定時と同様に、職員と総合計画審議会委員の皆様で議論を深め、手づくりで作成したところに大きな意義があるものと考えております。

委員の皆さんにおかれましては、諮問させていただきました昨年10月以降、昼夜を問わず5回の全体会議と三つの専門部会で、延べ21回の会議をお世話になり、1年間、大変熱心にご議論をいただきました。結果、全てが計画に反映できたとは決して思いませんが、考え方と多くの部分を反映できたものと考えております。計画の内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） それでは、私から後期基本計画（案）の内容につきまして、議案資料の別冊、第1次与謝野町総合計画後期基本計画（案）をもとにご説明をさせていただきます。

ごらんとおり、214ページと大変なボリュームとなっておりますので、主要な事項を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点ご訂正をお願いいたします。88、89ページをお開きください。左側に前期基本計画、右側に後期基本計画（案）がございまして、そのそれぞれが一番上の基本計画といたしました1行目の下の2行目に「施策方針」を挿入をお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

前期基本計画左側です。右側の後期基本計画（案）としております、この下の、それぞれのペ

ージで2行目に施策方針が抜けておりますので、「施策方針」を入れていただきたいと思います。左側前期基本計画としました下側に「施策方針」を入れていただきたいと思います。「施策方針」の文字そのものが抜けておりましたので、それを入れていただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

左ページも右ページもお願いいたします。まず1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。本基本計画は2部構成としており、第1部序論として、後期基本計画の策定に当たって、町の現状を記述した上で、第2部に基本計画として、第1章から第6章まで、分野ごとに施策等を、最後に第7章として、重点プロジェクトを記述しています。

最初に第1部序論でございますが、2ページをごらんください。先ほどの町長の説明にありましたとおり、今回、提案の後期基本計画（案）につきましても、前期基本計画が平成24年度をもって計画期間の満了となるため、後継の基本計画となるものでございます。計画策定作業につきましても、後のほうの213ページにありますとおり、平成23年10月31日に与謝野町総合計画審議会へ策定を諮問させていただき、職員との合同会議も行われながら、1年をかけて策定いただいたものでございます。

本後期基本計画（案）は、10年間の基本構想の6年目から10年目までの、すなわち平成25年度から29年度までの各分野で取り組む施策方針を示したものでございまして、前期基本計画期間中の取り組みや、その成果、現状を踏まえて記述内容の見直しを行うという方法で策定作業を進めましたので、施策体系につきましては、前期基本計画に近い形となっています。また、総合計画の進行管理のために、住民と行政が共有する目標指標、ともにめさず与謝野ベンチマークにつきましても、計画の進行管理を充実させるため、全ての節に指標を設定することとし、毎年度、数値で結果を示すことができ、かつ住民から見てわかりやすい指標を設定し直した形となっています。

5ページからは、町の現状、そして10ページから、まちづくりアンケート結果概要などを記述しています。総合計画審議会におきましても、これよりもさらに詳細な統計情報やアンケート結果報告をごらんいただき、これらを踏まえた上で、15ページからの第2部基本計画を策定いただきました。

それでは、第2部基本計画の内容をご説明させていただきます。このページからは、前期基本計画から、どこがどのように変更となったかわかるように、新旧対照形式にさせていただきました。左側の偶数ページが前期基本計画、右側の奇数ページが後期基本計画（案）になっており、変更箇所を二重下線で示していますので、左右を見比べながらごらんいただきたいと思います。

それでは、冒頭申し上げましたが、主要な事項を中心にご説明をさせていただきたいと思います。17ページ、第1章安心と生きがいのある福祉のまちづくりでございます。この章では、保健、福祉、男女共同参画などの五つの分野で構成しており、主要事業といたしましては、19ページに保育サービスの充実において、保育所、園の適正規模、適正配置について記述しております。

保育サービスにつきましては、現在でも時間外保育、早朝保育、乳児保育、一時保育など多様なサービスの提供に努めていますが、今後の少子化による園児数の減少、正職員の減少、施設の老朽化とともに、子供を育てる家庭の多様な生活スタイルに対応した保育ニーズもございます。

これに応えるため施策方針、保育サービスの充実において、少子化や保育ニーズの多様化に対応するため、保育所、園の適正規模、適正配置について、就学前の子供への幼児教育、保育の一体的な提供も視野に入れ、方向性を定め進めますといたしております。

さらに、21ページに移りますが、児童の放課後支援につきましても、放課後児童クラブや児童館において、サービスを提供していますが、内容が不均衡であるため、21ページ、施策方針、児童の健全育成におきまして、サービスのあり方を検討しますといたしております。

次に、25ページ、高齢者福祉、障害者福祉につきまして、これまでから住みなれた地域で生活できることを目指しており、小規模多機能型居宅介護事業所をはじめ、多くの福祉施設が開設しています。今後も、この考え方は継続することとし、27ページ、施策方針、高齢者福祉の充実におきまして、介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らせるための地域密着型サービス基盤の充実を図りますとしており、また、29ページ、障害者福祉の充実におきましても、住みなれた地域の一員として生活できるよう、生活基盤や就労環境の改善に向けた取り組みを推進しますといたしております。

続きまして、33ページからは健康づくりと医療について記述しており、35ページ、施策方針、健康づくりの促進では、特定健診や各種がん検診の受診率アップの取り組みを積極的に行いますとしております。また、近年、特に問題となっています、うつなどの精神疾患や自殺者の増加について、新たに記述しており、心の健康づくりや自殺予防に関する啓発を推進するとともに、悩んでいる人の地域での気づきと見守りに努めますとしております。同じく施策方針、地域医療の充実では、国保診療所を拠点に、外来及び訪問リハビリテーションの充実を図りますといたしております。

続きまして、39ページ、地域福祉の推進におきましては、分野ごとの個別計画を包括する地域福祉計画の策定を記述するとともに、41ページ、災害時における要援護者対策の充実を図るといたしており、要支援者登録台帳の整備、充実や、福祉避難所開設訓練を推進することとしております。

第1章、最後の節、男女共同参画社会の構築について、43ページから記述しています。この分野につきましましては、これまでから啓発を中心に、地道ながら着実に進めているところですが、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVに関する事案が多く発生しており、大きな問題となっています。この件につきまして、45ページ施策方針、男女共同参画の推進において、ドメスティック・バイオレンスなど、女性に対する暴力や性犯罪の根絶を目指し、国府や関係機関と連携した防止と見守り、保護などの取り組みを強化しますといたしております。

続きまして、49ページ、第2章、伝統を活かし未来にチャレンジする産業づくりでございます。この章におきましては、農林、商工、観光など、産業振興に関する六つの分野で構成しております。

最初に農業振興、49ページからでございます。農業振興につきましましては、京の豆っこ米を中心に自然循環農業を推進してきたところでございます。また、後継者の育成や遊休農地の解消など、農業の継承、農地の保全にも努めてきたところで、これらの施策は、引き続き後期基本計画でも継承する記述としておりますが、さらに一歩進んで53ページ、施策方針、循環型農業など、特色ある農業の推進において、1次、2次、3次産業が連携、融合し、産地直売所の運営、加工

品の開発、観光施設への食材供給など、地産地消と6次産業化を促進しますとしております。

次に、59ページから林業でございますが、林業を生業とすることはなかなか厳しい現状において、前期基本計画と同様に森林を守り、育てるという考え方に立ち、施策方針につきましても、部分修正がありますが、大きく変更とはなっておりません。ただし、61ページ、林業基盤の整備と特色ある林業の推進におきまして、木質バイオマスの有効利用など、産業としての新分野の開拓を模索しますにつきましては、産業として成立するシステムの構築を検討しますといたしております。

次に、63ページ、地域に貢献する元気な商工業におきましては、今年度、条例を制定しました、与謝野町中小企業振興基本条例に掲げる基本理念に基づく記述とし、65ページからの施策方針の組み立てにつきましても、(1)中小企業の振興と循環型経済の構築。(2)地域に密着した商業の活性化。(3)工業経営の安定と育成。(4)優良製品づくりの推進の四つに再編しています。同条例では、中小企業、商工業者に限定しておりませんが、比較的事業者数の多い商工分野において、中小企業の振興と循環型経済の構築につきまして、冒頭に記述し明確にしたことが特徴となっております。

次に、71ページの織物業の振興でございます。織物業につきましては、本町の主要産業となっているものの、事業所数、生産量、製造出荷額、従業員数ともに大幅減少が続いており、大変厳しい現状となっておりますが、新商品開発から販売までのグループ連携を強める事業所や技術力を生かした特徴あるものづくり、着物から離れた小物生産繊維製品の開発など、意欲的な活動も見られます。

そこで、73ページからの施策方針につきましては、(1)総合産地化の推進。(2)ブランド化の推進。(3)織物業の担い手の確保、育成。(4)和装の魅力発信に再編し、消費者ニーズに適用する新商品開発やオリジナル商品の開発、国内、国外への販路開拓を支援するなど、新たな起業活動への支援、さらに観光関連産業との連携を推進し、和装に触れる機会づくりに努めることを記述いたしております。

77ページからの観光分野におきましては、観光振興ビジョンが策定されておりますので、同ビジョンのねらいに合わせた形で、施策方針を再編しております。

81ページ、施策方針におきまして、1番目、観光資源の活用とそれを生かした交流について記述しており、2番目には観光協会を中心とした観光振興体制の確立を。

83ページに移り、3番目には(3)「美心与謝野ブランド」を活用した情報発信、そして4番目に広域連携による「丹後の与謝野」の個性・魅力発信について記述し、さらにKTR等の公共交通、旅行会社との連携につきまして記述をいたしております。

第2章、最後の87ページ、産業振興による雇用の拡大につきましては、地場産業が低迷する中、企業や新たな産業の創出による地域経済の活性化と雇用の機会づくりが求められており、さらに商工の分野でもご説明させていただきました、与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念に基づき、経済活力が地域内を循環する取り組みも求められております。

89ページからの、先ほど追記していただきました施策方針といたしましては、産業振興のための仕組みづくりの推進として、産業振興会議を中心として、産業振興について考えるネットワークの構築を図り、町ぐるみで企業の発展や新しい産業おこしに努めますとし、2番目以降で新

規事業者への支援、企業立地等の推進、就業支援の充実を掲げております。

続きまして、95ページから第3章、自然と安全を守るまちの基盤づくりでございます。この章では、環境、防災に関する三つの分野で構成しており、最初に美しい山・川・海・空として自然環境の保全についてでございます。この分野におきましては、本町でも住民の環境意識の向上が進んでおり、阿蘇海の浄化、野田川への雑排水の低減、水田からの肥料、農薬の流出抑制など、さまざまな取り組みが進められており、さらに阿蘇海環境づくり協議会や、「よさの百年の暮らし委員会」など、住民や事業者が参画する組織も設置されるなど、ますます活動が活発化する動きがございます。

このような現状において、97ページ、施策方針といたしましては、与謝野町地球温暖化対策実行計画に合わせる形で、1番目の地球温暖化防止対策の推進を整理し、99ページの2番目、山・川・海の保全におきましては、不法投棄の未然防止について記述を追加いたしております。

次に、103ページ、ごみは資源にリサイクルでございます。宮津与謝1市2町で宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協会を設立し、新たなごみ処理施設の建設の検討が進められており、また三つある最終処分場についても、使用期限の延長も含めて、安定したごみ処理体制の検討が必要となっておりますので、105ページ、施策方針には、次期広域ごみ処理施設の検討、建設を推進するとともに最終処分場のあり方について早急に検討しますといたしております。また、現在、家庭ごみと同様の処理をしております事業系ごみにつきましても、処理体制の検討を施策方針に追加いたしております。さらにごみの資源化やリサイクルが進んでいるものの、ごみの排出自体の抑制を図るため、2番目、環境3Rの推進に、ごみ処理の有料化の検討についても追加をいたしております。

次に、109ページから災害に強い安心・安全な町として、治山治水と防災について記述しております。近年は局地的な豪雨や東日本大震災の教訓を踏まえ、津波や原子力災害に対する対応など、これまで想定になかった事象が発生してきております。

これらのことを踏まえまして、111ページ、施策方針には、土砂災害防止対策の推進といたしまして、土砂災害特別警戒区域などの周知や、警戒避難体制の構築に努めますとしており、さらに113ページ、消防防災体制の強化におきまして、地震や津波、風水害、火災及び原子力災害に対する対策の強化を図るとともに、住民と行政、防災関係機関などの協力体制の確立と、広域連携体制の強化並びに有線テレビの加入（FM告知端末の設置）を促進するとともに、防災行政無線や有線テレビ、FM告知放送などにより災害時の緊急情報の提供を速やかに行う体制を強化しますといたしております。

次に、117ページ、第4章、快適で安らぎのある生活環境づくりでございます。この章では、都市基盤、交通、情報通信、上下水道など、七つの分野で構成しており、最初に都市計画についてでございます。

117ページ、都市計画につきましましては、与謝野町としての土地利用に係るビジョンが定まっていないことから、都市計画を含め新しい土地利用について検討が行われてきましたが、国の都市計画法の改正議論が始まり、方向性が定まっていないことから、町でも検討が進められない市状況となっております。現在においても、国で運用面、制度面の検討が進められている状況であるため、施策方針といたしましては、国の新たな都市計画の動向を考慮した上で、都市計画も

含めた土地利用の検討を進めますといたしております。

また、119ページ、住宅政策につきましては、町の方譲宅地の売却、町営住宅の建てかえを含めた計画的な修繕、設備改修を進め、良好な住環境を提供しますといたしております。

次に、121ページ、うるおいあるくらし環境として、公園景観分野でございます。公園につきましては、阿蘇シーサイドパークの整備が今年度で一定完了見込みでございますので、これを削除し、施策方針では、野田川森林公園や大江山運動公園、阿蘇シーサイドパークなど、主要な公園の維持管理に努めますといたしております。

次に125ページ、行きたいときに行きたいところへとして、道路と公共交通でございます。道路につきましては、与謝天橋立インターチェンジが開通し、平成26年度中に京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道の開通が予定されており、京阪神や中部、北陸方面との移動が一層しやすくなります。町内に目を向けますと、国府道も計画的な整備に努め、町道も生活に密着した道路ということで整備に努めていますが、課題といたしましては、高度経済成長期から建設してきた橋りょうが順次高齢化していくことにあり、129ページ施策方針といたしまして、高齢化した橋りょうの長寿命化を図るため、計画的な修繕を進めますといたしております。また、公共交通につきましては、自家用車の普及が主な原因で、北近畿丹後鉄道、路線バスともに経営は大変厳しい状況が続いており、沿線自治体の支援により、鉄道・路線バスの維持確保を図っているところですが、交通基盤として、利用者ニーズに対応した効率的で利便性の高い公共交通を実現し、その利用促進を図りますといたしております。

次に、133ページ、みんなをつなぐ情報ネットワークでございますが、旧加悦町で運営してきた有線テレビを岩滝、野田川地域に拡張し、放送・通信・防災を統合した情報ネットワークが完成、運用を開始しています。

よって、137ページ、施策方針には、地域情報ネットワークの活用と有線テレビ事業の推進として、自主番組放送、自主文字放送、自主データ放送やホームページなどを活用し、産業・観光・福祉・保健・教育・文化・防災分野などの多彩な情報発信と内容の充実に努めますとし、さらに時代に合わせたサービスの研究・検討を行い、サービスの向上に努めますといたしております。

続きまして、141ページ、水道でございますが、平成28年度に向けて従来から簡易水道の上水道への統合を進めており、前期から引き続き同じ施策方針といたしております。

次に、145ページ、下水道、し尿処理の分野でございます。公共上下水道の普及率は、平成23年度末で97%に達しており、農業集落排水事業も完了しておりますが、浄化槽整備区域も含めまして、水洗化率が低いため、引き続き水洗化促進施策の推進を施策方針に掲げております。

また、147ページのし尿処理施設、火葬場につきましては、施設の延命化を図りますといたしております。

第4章の最後、149ページから安心・安全に暮らせる地域として、交通安全、防犯を記述しております。どちらも交通安全対策委員会、防犯推進協議会といった関係機関のご協力により、それぞれ交通安全、地域防犯の推進を図っており、今後も継続していくこととしておりますが、近年、課題となっていますのが、適切に管理されていない空き家が見られるようになり、不審者の出入りや放火などの防犯上の問題のほか、災害時の危険が懸念されていることから、151ペ

ージ、施策方針には、地域防犯の推進として、町内の管理されていない空き家の実態を把握するとともに、防災、防犯の安全対策を進めますといたしております。また、振込詐欺や悪徳商法などの消費者を脅かす事例が全国的にも発生しており、宮津市伊根町と消費生活相談センターを設置し、相談体制の構築をしていますが、これにつきましても、施策方針、消費者保護対策の推進として、消費生活意識の高揚、消費者教育、啓発活動の推進を記述いたしております。

続きまして、155ページ、第5章、明日の人材を育てる教育文化のまちづくりでございます。この章では、学校教育、生涯学習、青少年、国際交流、文化、人権など六つの分野で構成しており、最初に、学校教育でございます。155ページから、地域とともに育てる楽しい学校として記述しており、少子化に伴います学校等の適正規模、適正配置につきましては、157ページ、施策方針、学校等の再配置の推進として、児童・生徒数が年々減少する中、学校の適正規模、適正配置の方向性を定め、進めますといたしております。また、幼稚園につきましても、就学前の子供への幼児教育、保育の一体的な提供も視野に入れ、幼稚園のあり方を検討し、進めますといたしております。さらに、学校給食につきましては、自校方式とセンター方式により実施しておりますが、施策方針では老朽化した給食施設の計画的な整備に努めますといたしております。

年々、増加傾向にあります不登校児童対策につきましては、教育相談や適応指導教室により対応しているところでございますが、159ページ、施策方針（4）こころの相談体制と不登校児童生徒対策の充実におきまして、適応指導教室の運営を充実し、指導体制の強化を図りますといたしております。

次に、163ページ、生涯にわたって成長する喜びでございます。生涯学習につきましては、合併以降、旧町単位にある地域公民館での取り組みに加え、それぞれの地区公民館での活動を推進し、一定の推進体制ができつつあります。しかし、地区公民館活動の充実に伴い、地域公民館として求められる活動へシフトしていく必要があります。165ページ、施策方針には知遊館、中央、地域公民館と、それぞれの地域の地区公民館とが連携した公民活動及び生涯学習推進体制の確立を図りますとし、また知遊館、中央、地域公民館の公民館活動及び生涯学習機能の充実のため、それぞれの地域の実情に合わせた有効な公民館活動、生涯学習事業の展開に努めますといたしております。

167ページの図書館につきましては、知遊館にあります本館を中心として、加悦、野田川に分室を置いてサービスを提供していますが、施策方針には図書や資料、映像や音楽などのデジタル情報の充実を図るとともに、加悦、野田川分室を活用して、良質なサービスの提供に努めますとし、また、学校や公民館などの関係機関との連携を推進しますといたしております。

次に、171ページ、青少年の健全育成につきましては、各地域の育成会や子ども会などで、特色のある独自の活動が実施されており、また、学校や地域の自主的なボランティア活動などにより、健全な心の育成活動も見受けられるなど、着実に活動が推進されており、施策方針も前期基本計画と同様に、青少年教育の推進と青少年の健全育成のための環境づくりといたしております。

次の、175ページ、国際交流の推進につきましても、アベリスツイスとの交流を友好協会が中心となって着実に進められており、施策方針を前期基本計画と同様としておりますが、学校における国際理解として、国際交流員を廃止していますので、外国語指導助手、いわゆるALTを積極的に活用し、国際理解教育、語学指導を行うことで、若年層から異文化学習、語学力の向上

を図りますといたしております。

次に、179ページ、地域文化の振興でございます。本町では、かねてから短歌、俳句の振興に努めてきたところで、平成21年度から平成23年度にかけて開催いたしました与謝野晶子短歌文学賞、また、国民文化祭俳句大会によって、機運が大変盛り上がりました。この機運を継続して文化振興につなげるため、181ページ、施策方針には地域の特色ある文化の一つである短歌、俳句の振興に努めますといたしております。また、京都府、宮津市、伊根町と進めています天橋立世界文化遺産登録への取り組みにつきましては、住民・関係機関とともに景観と宗教遺産群を後世へ残していく取り組みを推進しますといたしております。

第5章、最後185ページ、人権の尊重につきましては、全ての地区公民館において、人権講座が開催されるなど、住民が人権に関する情報を得る機会づくりが進められていますが、引き続き推進することとし、施策方針は前期基本計画と同様といたしております。

続きまして、189ページ、第6章、協働で進めるまちづくりで、行財政改革、地域コミュニティなど三つの分野で構成しております。

189ページ、効率的な行政運営におきましては、地方分権の推進、少子高齢化などの社会経済情勢の変化、また、厳しい財政状況の環境の中、徹底した行政改革が必要となっており、191ページ、施策方針には計画的な行政運営の推進として、PDCAサイクルによる行政運営を効率的な行政運営の推進として、効果的な組織機構、人員配置や職員定数の適正化、施設の有効活用、統廃合の検討を記述しております。さらに職員資質の向上、持続可能な財政運営の確立、広域行政の推進を施策方針として行政改革の推進を図ることといたしております。

次に、197ページ、みんなでつくる元気な地域として地域コミュニティの振興を記述しております。東日本大震災により、人と人とのきずなの重要性が見直されましたが、本町では24の自治区を中心にコミュニティ活動が活発に行われており、自治組織としてもしっかりと機能しております。特に地区公民館活動は、条例設置の20館全てで実施されるようになりました。施策方針には、地域コミュニティ活動と地域主体のまちづくり活動の促進として、199ページに自治区、地区公民館組織の強化や行政との連携の推進を図り、住民による地域づくりを推進しますとしており、前期計画に上げておりました地域協議会（仮称）の検討につきましては、施策プログラムから削除させていただいております。

次に、201ページ、協働のまちづくりでございます。これまでから、自助・共助・商助・公助を合い言葉に、住民・地域・事業者・行政の協働によるまちづくりを推進してきました。これにつきましては、引き続き推進するという考えから、施策方針は前期基本計画と同様といたしております。

なお、203ページ、各種団体等の育成と連携の強化の三つ目の白丸、福祉、教育、環境、産業、文化などのさまざまな分野で新たな芽が育ち、ともに学びながら大きく伸びる人材を育成するために、研修などの受講を推進し支援しますにつきましては、まちづくりを担う人材の育成として、前期基本計画では第5章、生涯学習の推進から、こちらのほうへ移行して記述をいたしたものでございます。

以上が、後期基本計画、第1章から第6章までの、それぞれの分野における主要な施策でございます。

最後に、207ページ、第7章、重点プロジェクトの推進の説明をさせていただきます。ここに掲げています重点プロジェクトは、基本計画の各分野の施策の中から、まちづくりアンケートでニーズが高く、合同会議において議論が集中した本町の重要課題で、選択と集中の考え方と自助・共助・商助・公助の協働により重点的に取り組むべき施策として集約したもので、5年前に基本構想及び前期基本計画を策定した際に掲げた重点プロジェクトを時点修正したものでございます。したがって、この内容につきましても、新旧対象形式としており、左右を見比べながらごらんをいただきたいと思っております。重点プロジェクトといたしましては、前期基本計画と同様に四つ掲げております。

一つ目は、創ろう、つなごう、循環型の地域経済に追加する形で、地域内循環の産業システムを構築しようとして、産業連携のための仕組みづくり、生産・加工・販売・交流にわたる横のつながりや、情報発信を強化するとともに、事業者・町民・経済団体など、そして、町が地域経済と地域社会に果たす互いの役割について理解することにより、地域経済が地域内循環する連携と支え合いのネットワークを構築しますといたしております。

このように、新しく冒頭に産業連携の項目を持ってきましたので、前期の産業連携で人や企業を育てようを修正し、産業おこしや雇用を推進しようとして、伝統技術の継承と、新たな産業分野を担う人づくりや雇用機会の拡大を目指して、積極的に雇用を進める企業の育成、地域資源の一つである農産物を活用した6次産業などの新規企業の促進やオーダーメイド方式による企業誘致などにより、雇用の確保を図りますといたしております。

二つ目の守ろう、支え合おう、みんなの安心・安全では、生命・財産の安全をしっかりと守ろうを一部修正しており、津波や原子力災害など、東日本大震災の教訓を生かしという文言を追加いたしております。

三つ目の輝こう、輝かせよう、子どもたちの瞳では、子育て・子育てを地域全体で応援しようを一部修正しており、男女とも働きながら、安心して子育てができるよう多様な保育ニーズに合った保育サービスの充実を進めますと修正をいたしております。

最後の四つ目、進めよう、参画しよう、分権型の自治体改革では、ガラス張りの行財政改革を進めようで、与謝野町行政改革大綱に基づきとしておりましたのを、時代に即した行政需要に適格に対応し、住民サービスのより一層の向上を図るために修正をしていることと、整備が完了していますので、みんなが参画できる情報通信基盤を築こうの部分削除をいたしております。

以上で、主要事項のみでございますが、後期基本計画（案）の内容のご説明とさせていただきます。

なお、末尾には答申文及び策定経過、委員名簿を添付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 本案につきましては、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、55分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時37分）

（再開 午後 3時55分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして本会議を再開いたします。

次に、日程第15 議案第115号 宮津与謝環境組合の設立についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第115号 宮津与謝環境組合の設立について、提案理由をご説明いたします。

本年1月、1市2町で設置しました宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会におきまして、新施設の建設に向け、これまでに開催しました会議は、市町長による会議が6回、副市町長・担当課長会議が15回、担当課長会議が3回でございます。

今後の事業を展開していく上で、新施設に係る事業主体を確定しておく必要がありますが、そのあり方については、1市2町の公平性が担保でき、事務の執行能力を持たせた新たな基盤組織の設置がぜひとも必要であるという点から、事業主体は一部事務組合を新設することを確認しました。

今日までに、協議会で検討を重ねてまいりました結果、一部事務組合で共同処理する事務の内容について協議が整いましたので、地方自治法第284条第2項の規定により、組合規約を定め、各市町の議会において、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、提案しております規約の内容ですが、組合の名称は宮津与謝環境組合、組合が共同処理する事務は、組合立ごみ処理施設の設置並びに管理及び運営に関する事務とし、組合の事務所の位置は、与謝野町本庁舎の与謝野町字岩滝1798番地1に置くこととしております。

続いて、組合の議会については、組合議員の定数を10人とし、1市2町の組合議員の数は各市町の議会でご協議いただきましたとおり、宮津市4人、伊根町2人、与謝野町4人で、組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期によることとしております。組合の管理者は、宮津市長を充てることとし、副管理者は伊根町及び与謝野町長を充て、また会計管理者は、宮津市の会計管理者の職にある者を充てることとしております。また、管理者が組合の議会の同意を得て、組合に監査委員を2人置くこととしております。組合の経費は、1市2町の分担金手数料及びその他の収入をもって支弁することとしており、分担金の負担割合は、建設費については、最近の国勢調査に基づく1市2町の人口割とし、管理運営費は、前々年度における処理量実績に基づいて算定した処理量割としております。

なお、この管理運営費の前々年度における処理量実績については、新施設が稼働して2年間は、当然ながら新施設の実績が出ませんので、この間は人口割によるものとして、末尾の附則の第2項に明記することとしました。

最後に、この組合規約の施行は京都府知事の認可のあった日から施行することになり、現在、平成25年4月の設立に向けて、京都府と協議を行っているところであります。

以上、宮津与謝環境組合の設立についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第116号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第116号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本組合規約につきましては、与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校の設置並びに管理運営に関して定めていますが、先般、地方公共団体間の共同処理に関する状況調べを行う中で、規約に定めるべき監査委員に関する事項が漏れ落ちていることが判明いたしましたことから、構成団体であります宮津市、これは教育委員会とも相談させていただき、監査委員に関する規定を新たに追加させていただくものでございます。加えまして、会計管理者の設置に係る任命方法や、組合が負担する通学費の通学手段についても現状に合わせるために所要の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） それでは、私のほうから議案第116号につきまして、説明をさせていただきます。

議案資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

別に配付の議案資料の4ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、今回の組合規約の改正につきましては、地方自治法290条による議会の議決を要する協議に該当しますことから、与謝野町宮津市中学校組合を構成いたします与謝野町並びに宮津市の議会において、規約の変更に係る議案を提出をさせていただき、議決をいただきました後、京都府知事に対しまして、規約変更の許可の申請の手続を行うというものでございます。

それでは新旧対照表に基づき説明を申し上げます。今回の主な内容は、先ほど町長のほうから説明がございました。それに合わせて所要の改正を行った部分がございます。まず、5条、6条でございます。これまで、表現が、この組合の議会の議員ということで、この表現をどこの条例の部分にも使っておりましたけども、これを文章の表現の整理をさせていただきまして、改正案の第5条、この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）という文言を挿入させていただきまして、以降、この表現が出てくる箇所につきましては、組合議員ということで文言の整理をさせていただいたものでございます。

それから、9条の関係、会計管理者を置くというところがございますけども、これまでは会計管理者は、管理者が次条に定める、次条というのは10条がございますけども、この10条は組合に職員を若干人置くという規約になっております。したがって、現在の規約では管理者が、この組合に置く職員のうちから任命するというふうなことに規約上はなっておりますけども、現在は合併以降、与謝野町の会計管理者の職にある者が今、中学校組合の会計管理者をお世話になっておりますので、現状に文言を合わせるために改正案として与謝野町の会計管理者の職にある者をもって充てるということで、修正をさせていただくものでございます。

それから、改正案の第10条で、これまで監査委員の項目をここで、10条で新たに規定をさせていただくものでございますけども、監査委員の規定につきましては、これまで中学校組合の条例で、設置条例ということで監査委員を2名置くというふうな条例で明記をいたしております。ところが、先ほどもありましたように、一部事務組合の調査がございまして、その中で規約の中

にも、この監査委員の任命方法ですとか、定数ですとか、任期なんかを定めておかなければならないということになっているようでございまして、この表記が、これまでございませんでした。

したがって、今回、この監査委員に係る条文を追加をさせていただこうということで、第11条を新たに追加をさせていただくということで、中身につきましては読んでいただきましたらおわかりですけども、現在は与謝野町の監査委員さんであります足立監査委員さんと、それから、中学校組合のほうに宮津市からお世話になってます長林監査委員さん、お二人に現在お願いをしているというふうな状況でございます。

それ以降、11条以降につきましては、1条挿入しましたので、それぞれ条数が繰り下がっていくということで、処理をさせていただいております。

最後に第15条でございます。これは通学費の負担を明記したところでございますけども、これまでは、生徒の通学に要する乗り合い自動車及び船賃は、この組合の負担とするという規約でございましたけれども、昭和58年に内海汽船というんでしょうか、汽船でも生徒さんたち、通学をされとったわけですけども、58年にその航路が休航になったことによりまして、もう現在は船での通学はございません。この際、現状に合わせさせていただいて、及び船賃という文言を削除といえますか、削らせていただきたいというものでございます。

以上が今回、中学校組合の規約の改正をお世話になりたいと、説明に変えさせていただきます。

同様に、宮津市のほうでも同様の規約の改正の議案を提出いただいて、それをもって知事のほうに申請してまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、ただいまの与謝野町宮津市中学校組合規約の条例の改正、変更ですか、それについて質問させていただきます。

最後の15条のところについてお伺いしたいと思います。この5月に新しく組合議会の議員になりまして、一度だけ組合議会のほうにも出席をさせていただきました。その中でいただいております例規集を見ますときに、この生徒の通学に要する乗り合い自動車、今度は船賃はなくなったわけですが、この組合の負担とするというふうに書いてあります。そこでお尋ねしたいのは、この条例を読んでみるとですね、通学に利用するのであれば、どこに住んでいる生徒でも組合の負担で乗車ができるというふうに思われるわけです。また、乗車も断れないというふうに私は理解するわけですが、このことについては規則などでですね、ほかにまだ決まりがあるのか、ないのかということについてお尋ねをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをいたします。通学費の負担の関係で、通学バスを使って通学されている生徒さんの規定の関係のご質問だと思います。例規集の中には、確かに議員さんご指摘のように、そういった、どここの地域の生徒が、この通学、スクールバスでといいますか、バスで通学するという明記はございません。ほかの町を見ますと、確かに規定ですとか、そういうことで、要綱ですとか、そういうことで定めている町もあるようでございますけども、ちょっと私も昔のをひもといておりますと、この橋立中学校ができましたのが25年でしたかね。22年ですか。

発足しまして、それ以降、船賃といえますか、船も含めまして、それから、バスも含めて通学をされとるようでございます。

その中に協定書というのが結ばれておりまして、その協定書の中に、これは丹海バスと、当時の管理者、中学校組合管理者が結んだ協定書があるわけですが、その中に、どこの生徒という明記はないわけですが、いわゆる府中と、それから橋立までの間の、府中から通う生徒についてはバスと船賃、船で通学するということと、それから文殊から通学する生徒は、これもバスか船でということと明記、協定書というのがございました。それに基づいて、この通学があるようなわけですが、これが船賃といえますか、船がなくなります58年にも、これは中学校組合の議案として出されたような資料が残っておりまして、通学方法の変更ということで、この汽船の一宮岩滝間が休止となることに伴って、府中地区生徒の通学方法を大型バス1台のスクールバスといえますか、委託をして、橋立中学校から江尻までのピストン運行をするというふうな、これは組合議会の議案として出されたというふうな記録が残っていますので、これに基づき、現在の形態が踏襲されているのかなと思っておりますけれども、条例のほうで、なかなかその部分が変わりづらいというのが、例規集の中といえますか、要綱で定めるか、規則で定めるかは別として、また、中学校組合の教育委員会でも、また、議論にはさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今おっしゃいましたように、昭和22年の新制中学校の発足に伴って、新しく橋立中学校ができて、私が調べた限りでは、25年から、そういう通学の費用を組合が負担してやるというふうに決まっていたようで、地域的にもどこどこというふうに、確かに書いてありますが、もう一つ、しっかりした、そういう文書というんですか、規則というんですか、いずれにしてもいいんですけれども、そういうものが、私わからなかったものなんで、こういう質問をしたわけです。

普通、中学校で決められた通学の方法というのは、徒歩とか自転車とか、公共交通機関があると思うんですが、この前、組合議会に行かせてもらった、決算書では、13節の委託料では通学バスということになってるわけですね。条例では、この乗り合い自動車になってるわけです。また、スクールバスとも呼んでますし、これらを含めて皆同じものというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをいたします。表現がいろいろと変わってまして、申しわけないんですけども。基本的に江尻といえますか、府中の生徒さんが通われるのは、1台の大型バスを丹海さんにお世話になりまして、これはいわゆる専門のバスですね、その生徒さんしか乗れないバスですし、それから文殊から通われる生徒さんの部分は、乗り合いバスといえますか、一般のお客さんも乗られる時刻に合わせたやつに、無料の定期券というのを該当の生徒さんにお渡しして、それで一般のお客さんと一緒に橋立まで乗ってきていただくということになりますので、スクールバスと乗り合いバスと両方といえますか、そういった形式を現在とはらせていただいているというふうなことでございます。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） どちらもあるということで、こういう表記の仕方になっているのかなというふう
に思うわけですが、1番は、先ほど言いましたように、大もとになる決まりというものがないと
いうのは、やはりぱっと見て、ぐあいが悪いというふうに私は感じておりますので、また、そこ
ら辺は、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、その金額の問題とかは、前回の組合議会の中でも問題になりました。そういう部分
については、また、そちらの議会のほうでお尋ねしたいというふうに思いまして、きょうのとこ
ろ、質問はここで終わりにしたいと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第116号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第116号 与謝野町宮津市中学校組合規約の変更については、原案のとおり可
決することに決定しました。

次に、日程第17 議案第117号 与謝野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定め
る条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第117号 与謝野町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に地域の自主性
及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまし
た。これに伴い、町が管理する準用河川について、国土交通省令で定める基準を参酌し河川管理
施設等の技術基準を条例で定めることになったものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いた
だきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、第1次一括法に伴いまして、町が管理しております準用河川につきま
して、管理施設等の構造の技術的基準を定めなければならなくなったものでございます。

もう少し詳細につきまして説明をさせていただきますと、河川管理施設及び河川法第26条第
1項の許可を受けて設置されます構造物のうちに、この第2章のダムから第9章の伏せ越しの項
の部分につきまして、一般的な技術指針を定めるものでございます。

第2章のダムにつきましては、貯留ダムの基準について、設置基準をさせていただいておりま

す。

次に、第3章の堤防につきましては、流量によって堤防幅及び余裕高が変わってくるというふうな基準をしております。

それから、第4章につきましては、急流によります河床の洗掘防止をするための床止め工を設置するというようになっておりますけれども、この床止め工の基準について定めているところでございます。

第5章の堰の部分につきましては可動堰、いわゆるファブリだとか、あるいは転倒堰の部分につきましては、基準を定めているところでございます。

ずっと以下、河川管理施設の基準を定めております。第9章の伏せ越しの部分につきましては、用水路等が川底の下を横断する場合の工作物の設置基準について決めさせているところでございますけれども、今、先ほど、町長のほうからもございましたように、国の参酌基準をもとにしまして、今回、設置をさせていただくものでございます。

何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第118号 与謝野町営住宅等整備基準条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第118号 与謝野町営住宅等整備基準条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これに伴い、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の整備基準については、国土交通省令で定める基準を参酌して、条例で定めることになったものでございます。

この改正を受け、与謝野町営住宅における整備基準について、今回、条例の制定を行うものです。

詳細については、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 与謝野町営住宅の整備基準条例についてでございます。

これにつきましては、先ほども町長のほうからの説明がございましたように、いわゆる分権一括法の制定に伴いまして、公営住宅法が改正をされたことに伴いまして、公営住宅の整備基準の条例を定めなければならないというふうになったものでございます。

第1章から第3章までつくっております。第1章につきましては、いわゆる入居者等にとって便利で快適なものになるように、整備をするとともに、費用の縮減に配慮するというふうなことを掲げさせていただいております。

第2章につきましては、日常生活の利便性を考慮して、設置の位置を図ることとし、敷地の安全性についても対策を講じるものというふうにさせていただいております。

次に、第3章では、住棟等の基準を定めているところでございます。今回、第1条から第19条というふうな格好で、こういった条例を定めさせていただきたいというふうに思っております。先ほどもございましたように、このような基準につきましても、国のほうで基準を定めております参酌基準を参考にいたしまして、設置をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第119号 与謝野町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第119号 与謝野町営住宅条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これに伴い、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居者資格のうち、入居収入基準について条例で定めることになったものでございます。

この改正を受け、与謝野町営住宅における入居収入基準を定めるべく、今回、所得の改正を行うものでございます。

詳細については、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

入居者の資格ということで、第6条の部分が今回の改正点でございます。現行と改正案というふうにつけさせていただいております。

まず、最初に現行のアの部分につきましては、ここでは裁量階層のことをうたっております。現在、現行では、入居者がというふうなところからずっとございまして、身体障害者である場合、その他の令第6条第4項各号で定める場合、令第6条第5項第1号に規定する金額というふうに書いてございますけれども、この金額を21万4,000円とさせていただくものでございます。

これにつきましては、現在、今、与謝野町で行っております入居基準政令月収の関係が21万4,000円ということになっておりますので、この21万4,000円を明記をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、ウの部分につきましては、公営住宅法では同居者に小学校就学前の子供がいる世帯についてというふうにしてございましたけれども、今回、改正案につきましては、義務教育終了前のものである場合というふうにさせていただいております。これに変更させていただきたいというふうに考えております。

それから、イの部分につきましては、激甚災害に伴います、入居される場合の入居者に対して、ここで明記をさせていただいております。この場合につきましても、金額が入ってございません

でした。この場合につきましても、裁量階層の21万4,000円を明記をさせていただくこととしまして、3年を超える場合につきましては、一般階層の15万8,000円とさせていただきたいというふうに考えております。

なお、一般階層の政令月収につきましても、従来どおり与謝野町が現在、行っております15万8,000円を明記をさせていただきたいというふうにさせていただきたいというものでございます。

以上が、今回の改正点でございます。よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第120号 町道路線の廃止について（比丘尼線）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

申しわけございません。ただいまの議案第120号と121号と一括にて提案理由の説明を求めます。

町 長（太田貴美） 議案第120号 町道路線の廃止について及び議案第121号 町道路線の認定の整理番号1につきましては、それぞれ関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

町道比丘尼線の一部につきまして、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、路線の整備を行うことが適当であると認められるため、道路法第10条第1項の規定に基づき路線を廃止し、同法第8条第1項の規定に基づき、新たに路線を認定するものでございます。

また、議案第121号 町道路線の認定の整理番号2につきましては、町道堂尻線を通り抜け可能とするために、新たに道路を新設するものでございます。

詳細につきまして、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第120号につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

町道の比丘尼線についてでございますけれども、この路線につきましては、昭和41年6月に当時の野田川町長でございました、小林町長さんと日本放送協会京都放送局長の高橋氏との間で新設道路を公道として町が維持管理をしていくというふうなことでございまして、今日まで町のほうが管理をさせていただいたというふうなことでございます。

今般、地元区長さんのほうから、獣害フェンスを設置するに当たって、比丘尼線を横断したいというふうな申し出がございまして、関係課のほうと調整する中で、やむを得ないというふうなこととなり、今回、廃止をさせていただくものでございます。

なお、先ほど申し上げました契約内容もあり、日本放送協会の京都放送局のほうとは、調整をさせていただいてございまして、林道として町が管理をしていくというふうなことで調整がまとまりましたので、今回、一旦廃止をするというふうなことで議案を上程させていただきました。

なお、議案第121号で、新たに町道認定をさせていただくこととしておりますが、町道の目的が放送施設の運用に支障を来すことがないようにというふうな目的で設置された道路でござい

ますのが、今回、生活道路としての位置づけとなりましたので、一旦廃止をして改めて認定をさせていただきますというふうなことでございます。

この件につきましては、いわゆる目的が変わった場合につきましては、一旦廃止をして、新たな認定をするというふうなことが建設省令で定められておりますので、このような、いわゆる廃止をして新たに認定をするというふうなことでさせていただきます。

次に、議案第121号の部分でございます。

まず最初に、比丘尼線につきましては、このような状況から議案資料の9ページでございますように、町道の矢倉梅谷線を起点といたしまして、終点を、いわゆる住家があるところまでとさせていただきますというふうなことでございまして、延長で58.5メートルというふうなことでございます。

次に、2番の堂尻波止場線の関係についてでございます。これにつきましては、場所につきましては、現在の阿蘇シーサイドパークの都市機能用地に、横に隣接をしている、いわゆる今、側溝が入ってる土道の部分でございます。この部分につきましても、今回、整備をさせていただくというふうなことでございまして、新しく町道といたしまして、堂尻波止場線というふうなことで認定をさせていただきたいというふうに思っております。延長につきましては158.9メートル、幅員につきましては、両側の側溝を入れまして6.5メートルというふうなことで整備を行わせていただきたいというふうに思っております。

議案第120号、また議案第121号につきましては、何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 議案第120号、議案第121号につきましては、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここでちょっと申しわけございませんけど、5分間休憩をとらせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

（休憩 午後 4時35分）

（再開 午後 4時39分）

議 長（赤松孝一） まことに申しわけございません。休憩を閉じます。

次に、日程第22 議案第122号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第122号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は7,748万3,000円を追加し、総額を115億7,632万3,000円といたすものでございます。まずは、歳出の各科目で共通して計上しております職員人件費につきまして、ご説明を申し上げます。

一般会計総額699万4,000円追加いたしております。これは時間外手当や共済費の負担率改定に伴う増額のほか異動等に伴う増減も含んでおります。

それでは、そのほかの歳出の主なものについてご説明申し上げます。

21、22ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費は、

財産管理一般経費で第15節工事請負費、梅谷会館解体撤去工事費を実績により568万4,000円減額いたしております。

次に、27、28ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、社会福祉一般経費で、第19節負補交、高齢者等住宅除雪費補助金を100万円追加いたしております。これは高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯を対象に、居住地域の積雪が50センチメートルを超え、除雪を実施しないと災害の恐れのあると認められる場合に、住宅敷地内の除雪などの作業に要した費用の3分の2、一回当たり2万円を上限とし、補助金を交付するものでございます。

第2節繰出金は、介護保険特別会計繰出金を450万円追加いたしております。詳しくは、介護保険特別会計で説明いたしますが、居宅介護サービス給付費負担金の増加に伴う一般会計の負担分を繰り出しするものでございます。

次に、第2目障害福祉費は障害福祉サービス事業で、第20節扶助費、自立支援給付費を、給付見込みから1,415万6,000円追加いたしております。第3目高齢者福祉費、地域包括ケア総合交付金事業では、やすらの里内において、よさのうみ福祉会が平成25年度から加悦地域を対象に配食サービスを実施するための準備経費に対して、府の補助金が町を経由し交付されることになりましたので、高齢者地域支援体制強化事業補助金を168万円追加いたしております。

次のページ、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、子育て支援医療事業を355万9,000円追加いたしております。これは、平成24年9月から京都子育て支援医療費助成制度が拡充されたことに伴うシステム改修経費を追加するほか、今後の実績見込みから子育て支援医療費を追加するものでございます。

第2項児童福祉費、第2目児童福祉施設費は保育所管理運営事業で10月入所園児の増加や加配対象児、低年齢児の増加により臨時保育士及び給食作業員賃金を追加するなど、総額で2,409万5,000円追加いたしております。

次に、33、34ページ、第4款衛生費は、第1項保健衛生費、第2目予防費、子宮けいがんワクチン等接種事業は、接種見込みから第19節負補交を230万6,000円追加いたしております。

次に、43、44ページ第7款商工費、第1項商工費、第3目商工施設管理費、染色センター管理運営事業では、染色センター駐車場の路面が大変悪い状況であるため整地し路面舗装を実施する工事請負費を900万円追加いたしております。

次のページ、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は、土木総務一般経費で第12節役務費、分譲宅地紹介手数料を60万円追加いたしております。これは分譲宅地の販売を促進するため、価格見直しとあわせて分譲宅地に係る売買契約を締結した方を紹介した宅建業者に対し、紹介手数料を交付するものでございます。

次に、51、52ページの第8款土木費第5項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道費一般経費で第28節繰出金下水道特別会計繰出金を1,050万円減額いたしております。詳しくは下水道特別会計で説明いたしますが、公債費利子等の減額に伴い繰出金を減額するものでございます。

次に、55、56ページの第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を387万円追加いたしております。消耗品、光熱水費をはじめ管理運営経費を追加いたすものでございます。第4項幼稚園費、第1目幼稚園費では幼稚園管理運営事業を405万4,000円減額いたしております。幼稚園講師賃金を実績見込みにより減額するほか、消耗品、光熱水費をはじめ管理運営経費を追加いたすものでございます。

67、68ページ、第14款予備費は59万9,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第9款地方交付税で普通交付税を5,300万円追加いたしております。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節障害福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金を707万8,000円追加いたしております。歳出でもご説明いたしましたとおり、自立支援給付費の追加に伴うものであり、同様に府負担金も負担割合に応じて追加いたしております。第2項国庫補助金、第7目土木費国庫補助金、第1節道路橋りょう費補助金は、道路改良事業費補助金を交付決定により1,423万円減額いたしております。次の第14款府支出金、第2項府補助金、第2目民生費府補助金、第3節高齢者福祉費補助金は、地域包括ケア総合交付金を168万円追加いたしております。歳出でご説明いたしましたとおり、よさのうみ福祉会が配食サービスを開始される準備経費に対して補助金が全額交付されるものでございます。

次のページ第19款諸収入、第4目違約金及び延滞金利息では、加悦中学校改築工事実施計画業務委託及び岩滝体育館耐震診断調査業務委託料の契約解除に伴う違約金を、総額で459万5,000円追加いたしております。第20款町債は総額で1,631万3,000円追加いたしております。それぞれ歳出でご説明いたしました事業に基づき商工施設整備事業債の増額や国庫補助金の減額、起債対象経費の精査により、道路整備事業債を追加するものでございます。

また、8ページには第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。なお、歳出でご説明いたしました高齢者等住宅除雪費補助事業、分譲宅地紹介手数料交付事業の詳細につきましては、政策等形成過程の説明資料をつけておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

なお、5時を過ぎましてもご協力のほどよろしくお願いをいたします。

なお、本会議終了後に全員協議会を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、日程第23 議案第123号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第123号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）に

ついてご説明申し上げます。

今回の補正は5,352万1,000円を追加し、総額を12億4,132万1,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費、職員人件費につきましては、異動等により総額で243万7,000円減額いたしております。第2目財政管理費は、基金積立金で財政調整基金積立金を5,000万円追加いたしております。これは平成28年度の上水道への統合に向けて計画的に基金積み立てを行っているものでございます。第2款維持管理費は、施設管理事業を総額で411万8,000円追加いたしております。浄水場の光熱水費を追加するほか、仕切り弁ボックスの高さ調整のための工事請負費を追加いたすものでございます。

次のページの第5款予備費は193万7,000円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第7款繰越金は、平成23年度の決算に基づき前年度繰越金を5,283万1,000円追加いたしております。第8款諸収入、第2項雑入では、平成23年度の確定申告により消費税還付金を69万円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第124号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第124号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は1,081万6,000円を減額し、総額を17億817万4,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページから次のページへかけて、第1款総務費、第2款維持管理費、第3款事業費の中で、職員人件費につきましては、異動等によりそれぞれ追加、あるいは減額し、総額で583万5,000円減額いたしております。

その他としましては、14、15ページの第4款公債費、第2目利子は、町債利子償還金、資本費平準化債利子償還金など、公共特環を合わせて総額で615万5,000円減額いたしております。第5款予備費は5万4,000円減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、公共特環合わせて総額で1,050万円減額いたしております。第6款繰越金は、前年度繰越金を59万2,000円追加いたしております。第7款諸収入、第4項雑入は、消費税の申告により

消費税還付金を90万8,000円減額いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第25 議案第125号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第125号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は146万7,000円を減額し、総額を3,951万3,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

13、14ページの第1款総務費、第2款維持管理費の中で、職員人件費につきまして異動等により、それぞれ追加、あるいは減額いたしております。第4款公債費、第2目利子は町債利子償還金、資本費平準化債利子償還金を総額で60万6,000円減額いたしております。

次のページの第5款予備費は26万1,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第6款繰越金は、前年度繰越金を13万3,000円追加いたしております。第8款町債、第2目農業集落排水事業債は、資本費平準化債を発行可能額の減額に伴い、160万円減額いたしております。

なお、6ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第126号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第126号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定では4,333万5,000円を追加し、総額を24億115万4,000円といたすものでございます。また、サービス事業勘定は歳出のみの補正でございまして、総額の変更はございません。

それでは、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は居宅介護サービス給付費で、居宅介護サービス給付費負担金を3,600万円追加いたしております。9月までの実績から今後の見込みを立て、追加いたすものでございます。

10、11ページの歳入では、歳出での給付見込みの追加に伴い、それぞれの負担割合に応じて介護給付費負担金を追加するほか、第5款府支出金、第3項財政安定化基金拠出金では、財政安定化基金交付金を1,370万円追加いたしております。これは第5期介護保険料の上昇を抑制することを目的に京都府が財政安定化基金拠出金を取り崩して、その3分の1を市町村の拠出率に基づき交付いただくものでございます。

次にサービス事業勘定についてご説明申し上げます。

18、19ページの歳出をお開き願います。第1款総務費は、一般管理費で職員人件費の異動等により総額で29万8,000円減額いたしております。第3款予備費で同額を追加し、調整いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第27 議案第127号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第127号の平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では4,196万7,000円を追加し、総額を30億6,360万3,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定では976万9,000円を追加し、総額を1億5,082万2,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第7款共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業医療費拠出金は1,174万8,000円追加いたしております。また、第3目保険財政共同安定化事業拠出金は147万2,000円減額いたしております。これらは国の制度改正により保険財政共同化事業、高額医療費共同事業実施要綱が一部改正され、基準拠出対象額は前期高齢者財政調整金額を反映した額により算定することとされたことに伴い、それぞれ追加、あるいは減額となったものでございます。

次のページの第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金は、第23節債利金利子及び割引料で返還金を4,359万4,000円追加いたしております。平成23年度療養給付費負担金等の精算によるほか、会計検査院実施検査において、平成21年度療養給付費負担金についての指摘を受け488万4,000円を返還することといたしております。不適切な事務処理を指摘されたことにつきましては、この場をおかりしておわびを申し上げますとともに、今後においては、このようなことのないように努めてまいります。

第12款予備費は1,185万2,000円減額し、調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。第5款療養給付費交付金は過年度分の退職被保険者等療養給付費交付金を額の確定により195万2,000円追加いたしております。第10款繰入金、

第2項基金繰入金は財政調整基金繰入金を4,000万円繰り入れ、収支の調整を行うものでございます。

なお、本繰り入れを行いますと、基金残高は7,840万円程度になる見込みでございます。以上が、事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定の歳出についてご説明申し上げます。

28、29ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費、第2目財産管理費では、財政管理経費で第11節需用費修繕料を55万円追加いたしております。診療室のエアコンを経年劣化により修繕をするものでございます。第2款医業費、第3目医療用衛生材料費では、第11節需用費、医薬材料費を900万円追加いたしております。患者数が増加してきており、これまでの実績から今後の見込みを立て、追加いたすものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

26、27ページをお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入では、自町国民健康保険診療収入を、見込みにより430万円追加するなど、外来収入総額で976万9,000円追加いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第28 議案第128号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第128号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は収益的収入及び収益的支出の補正と資本的支出の補正でございます。

それでは5、6ページをお開き願います。まずは、収益的支出からご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用では職員人件費を共済費の負担率改定などにより追加、あるいは減額するほか、浄水場や加圧ポンプの電力料を追加いたしております。また、第4目総係費の第17節委託料でシステム等保守委託料を52万5,000円追加いたしております。これは、公営企業会計制度の改正に伴い、システム改修を行うものでございます。次に、上段の収益的収入でございますが、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第4目他会計補助金で一般会計補助金を26万3,000円追加いたしております。これは、先ほどの収益的支出で説明いたしましたシステム改修の経費に対し、地方公営企業繰出基準で2分の1を一般会計で負担することとされているため、補助をいたすものでございます。

次に、9、10ページの資本的支出についてご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目拡張改良費は、工事請負費で取水ポンプ更新工事費を139万4,000円追加いたしております。これは、男山第一水源にございます取水ポンプが故障したことに伴い、更新を行うものでございます。

以上が、平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月10日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 5時11分）